

ごみ処理施設に関する調査特別委員会（第16回）会議録

平成24年4月18日 午前10時00分 開会

1 出席委員

委員長	西口 雪夫	副委員長	柴田 安宣
委員	松永 隆志	委員	田添 政継
委員	笠井 良三	委員	上田 篤
委員	町田 康則		

2 議長の出席

なし

3 顧問弁護士

弁護士 牟田 伊宏

4 証人として出席した者

証人	木原 保夫		
証人	佐藤 稔也	(補佐人)	箭内 隆道

5 書記

書記長	宮崎 季之	書記	濱崎 和也
書記	吉田 将光		

6 委員会に付した事件

- (1) 証人尋問
- (2) その他

7 議事の経過

○委員長（西口雪夫君）

開会前に、皆さんに申し上げます。

この調査特別委員会は真相究明のため、議会独自の調査権を委任されたものであります。特に本日は関係人のご出頭を願って証言を求めることになっておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、報道関係各位に申し上げます。

本日の委員会における撮影等につきましては、あらかじめ協力依頼をした

とおりであります。重ねてご協力をお願いいたします。

傍聴人の皆様をお願い申し上げます。

委員会中は静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。委員会の進行を妨げるような行為は退場していただくこともありますので、ご協力をお願いいたします。

なお、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードへの切り替えをお願いいたします。

ただいまからごみ処理施設に関する調査特別委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

それでは、証人を入室させてください。

(証人入室)

○委員長（西口雪夫君）

証人におかれましては、お忙しいところをご出頭いただき、誠にありがとうございます。何とぞ本委員会の調査目的をご理解賜り円滑に進行できますようご協力をお願いいたします。

証人にお尋ねいたします。

先ほど、記載いただきました出頭カードについて間違いはありませんか。

○証人（木原保夫君）

間違いありません。

○委員長（西口雪夫君）

それでは、証言を求める前に証人に申し上げます。

証人に証言を求める場合にはうそを言わないという宣誓をさせなければならぬことになっております。宣誓を行った証人が虚偽の陳述を行った場合には3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなりますので、十分に注意をしてご証言をください。

それでは、法律の定めるところによりまして証人の宣誓を求めます。

ここで報道機関各位に申し上げます。テレビカメラ、写真等の撮影を中止してください。

傍聴人を含め全員起立願います。

それでは、木原保夫証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（木原保夫君）

宣誓書、良心に従って真実を述べ何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。

平成24年4月18日、木原保夫。

○委員長（西口雪夫君）

着席願います。

それでは、証人は宣誓書に署名捺印をしてください。

(宣誓書署名捺印)

○委員長（西口雪夫君）

担当委員の松永委員、席のほうに移動をしとってください。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。また、こちらから質問しているとき、また、証言をされる際も着席のまま結構でございます。

なお、録音しておりますので、質問を最後まで聞き終わってからお答えください。

なお、本委員会の調査期間が組合発足の平成11年からと非常に長期間にわたる調査を行いましたので、それぞれ期間を区切って調査をしていただきました。調査期間ごとに調査に当たられました委員の方に主尋問をしていただき、その後、各委員から補足質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、これから具体的に質問をさせていただきます。

まず、木原保夫氏の質問を松永委員よりさせていただきます。

○委員（松永隆志君）

どうもおはようございます。諫早市議会の松永でございます。よろしくお願ひします。大分緊張されていると思ひますけれども、楽にですね、そして、もう記憶にある範囲で結構でございますので、質問に簡単に、手短にお答えいただければと思ひております。

それではまず、木原証人がこの組合に関する経歴、いつからいつまで、どいう業務に当たっておられたか、その辺から証言をお願いいたします。

○証人（木原保夫君）

私、事務局長ということで、平成15年の4月の1日から平成17年の3月31日まで勤務いたしました。そして、その後、平成17年4月1日から翌年の18年の3月31日まで囑託参与という形でここに勤務させていただきました。

○委員（松永隆志君）

はい、ありがとうございます。

ということは、平成15年の4月からということですので、そのときにはもう覚書の締結が14年の12月ですから、もう覚書ができていて、そして、変更覚書に関する協議がスタートしていた時期だと思ひますけれども、私のほうから主に性能保証に関する覚書の変更の経過等についてお尋ねしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

まず、もう後先になりますけれども、覚書締結、実際締結された後、管理者へ報告されたと思ひますよ。そのときがまあ吉次管理者だったと思ひん

ですけれども、いつごろその説明というのは行われましたか。

○証人（木原保夫君）

締結する前は、決裁を受けないと締結できませんので、一応決裁を受けたのが平成16年の暮れでございました。

○委員（松永隆志君）

16年の暮れに事務局長である木原証人と、あとどなたが。

○証人（木原保夫君）

そのときに同行したのが課長の重野課長でございました。

○委員（松永隆志君）

そしたらそのとき、その管理者というのに対してどういう報告をされたか、記憶あります。

○証人（木原保夫君）

そのときは1枚のペーパーが、概要、要旨を書いたペーパーが用意してありましたので、それを基に管理者のほうには説明をいたしました。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。そのときの管理者の発言といたしますか、管理者はどのようなふうなことで聞いておられます。何か質問とか、そういうものございましたでしょうか。

○証人（木原保夫君）

その辺についての記憶はございません。

ただ、おごられたとか、こういったことは何だかんだということで、色々な注文をつけられたという記憶はございません。

○委員（松永隆志君）

ということは、説明も時間的にも内容的にも短時間ですうっと済んだという感じでございますか。

○証人（木原保夫君）

時間はどれくらいだったのかわかりませんが、そんなに短時間ではなかったと思います。

○委員（松永隆志君）

ああ、そしたら、一定その内容についてはきちっと説明して、そして管理者のほうもまあ了とされるという形で、特に質問もなかったということですね。

○証人（木原保夫君）

そういうことで理解しております。

○委員（松永隆志君）

ということは、説明側からも特に問題点、例えば、変更覚書でこういうふ

うな重大な変更事項があったよとか、そういうものも報告の中には含まれていなかったということですよ。

○証人（木原保夫君）

一番問題になっているのが、その一点保証ということなんですが、そういったような認識は当然こちらはその当時持っていませんでしたので、そのことについても管理者には報告していません。説明もしていません。

○委員（松永隆志君）

はい。ということは、覚書があって覚書の、まあほかの方にも聞いたんですけども、金額に関するものを実施設計図書や何かが出てきているので、量に置きかえるという形で、内容的にもそういうものですよという形で説明されたということですか。

○証人（木原保夫君）

そういうことです。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。それでは、具体的に締結の作業といいますか、協議の内容について、ちょっとご質問させていただきますけれども、大体平成14年の12月、ちょうど来られる前に覚書の締結がされていて、そして、今の証言ありましたように、平成16年の12月22日が変更覚書の締結という日付になっておりますので、今、先ほど管理者の説明はその前になっていると思いますけれども、それまで約2カ年あったわけですよ、その覚書から変更覚書までの間。その間に協議というのが行われたと思いますけれども、かなり回数多くあったと思います。大体何回ぐらいで、自分は何回ぐらい参加したと、そういうご記憶ございますでしょうか。

○証人（木原保夫君）

1、2カ月に一遍程度やっていたようですが、多分、10回程度は出席したんじゃないかと思っています。

○委員（松永隆志君）

ああ、わかりました。そしたらその折、木原証人は事務局長という立場、そして、あとどなたが事務局側としておられたのか、そして、JFE側からどなたが、それはもう回数がありますからあれですけども、主にずっと大体来ておられて、いってみれば話し合いの相手というか、協議の対象となる相手の方というのはどなただったのか、その辺をお聞かせください。

○証人（木原保夫君）

組合事務局としては私、次長、課長、担当係長等で、あとJFEのほうからは佐藤さんとか久野さんあたりが参って参りました。

○委員（松永隆志君）

ああ、そしたら、J F E側としては佐藤、久野さん、この辺がもう主としてこの協議に当たられたということですね。

○証人（木原保夫君）

あのですね、当初は川崎製鉄とのことでしたので、そして、日本鋼管と合併してJ F Eになったわけですが、若干の入れ替わりはありますが、主体としては佐藤さん、久野さんという形です。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。そして、その検討が、こう回数ずうっとやられているんですけども、当時としての記録というのが断片的に重要事項といえますか、決まったようなことがあったときには報告書ということで残されておるようでございますけれども、記憶にある部分だけで結構でございますけれども、まず、この会議そのものというのはどっちが、J F E側と組合側どっちが、こう主体的に進行とか、主催してやってきたものなんですか。

○証人（木原保夫君）

双方対等な立場で、こうやっておったように記憶しております。

○委員（松永隆志君）

ああ。そしたらその進行というか、その進行役というのは大体どっちに。通常ならばこちらの代表である木原証人が事務局長で、取り仕切りの役というのはどっちがというふうに感じております。

○証人（木原保夫君）

取り仕切りのもの、それは資料をして、さあやりましょうかというところで、口利きは私がひよっとすればやっていたかもしれませんが、その辺はちょっとはつきり記憶にございません。

○委員（松永隆志君）

そしたら、J F Eと組合と今、言われたようなメンバーだと思うんですけども、そのほかに参加者というのは、おられなかったんですか。例えば、コンサルに入ってもらったとか、そういうことはありませんか。

○証人（木原保夫君）

コンサルタントはその席には入ったかどうか、ちょっと記憶にはございません。ただ、相談をしたようなことはあるようですが。

○委員（松永隆志君）

はい。ただ、覚書と変更覚書、これはほかの方々にもずうっと聞いてきたんですけども、この相違点というのは何です。

○証人（木原保夫君）

当初の覚書はその実施設計が始まる前の覚書で、実施設計が終わった後には、これについての修正を加えた変更覚書をしましょうねというふうなこと

で当初の覚書にありましたので、そういう形での（「ああ、なるほどね」の声あり）違いと思っております。

○委員（松永隆志君）

覚書の中に、可及的速やかにもう変更をやりましょうという取り決めがあったのでということですね。そしたら、その実施設計があったので、どういう点をこう変えていかれたんですか。

○証人（木原保夫君）

はっきりした記憶はもうないんですが、ただ、用役関係で数量について、その数量関係の保証にしようねというふうなことが記憶にあります。そして、あと人間的なものとかなんとかそういうこともあったようですが、ちょっと細かいところはもう記憶にございません。

○委員（松永隆志君）

今までの他の方も同じようなことを言っておられまして、覚書までは大体金額での一応縛りがあった。それを実施設計が行われた段階で用役に対する部分の、今、証言のとおり数量で示したと。だから、数量での押さえに替えてある。しかし、基本的なものの流れとしては、応札条件からスタートして実際のところ、こう変更覚書も、その前の覚書もずうっと一連のものとして組合のほうからは考えているということですが、もうそれで間違いございませんか。

○証人（木原保夫君）

そういうことでございます。

○委員（松永隆志君）

そしたら、変更覚書の締結が試運転開始直後で、予備性能試験とか引渡性能試験が行われる前、先ほどいいましたような期日でございますので、12月です。本当は4月に入ったらもう本格稼働ですよ、そのころに行われたというのは、何故なんですか、もう稼働後じゃだめだったというのはどういう理由でしょう。

○証人（木原保夫君）

実施設計から、当初覚書のほうにですね、何と申しますか、実施設計の内容を踏まえて締結しましょうというような、そういったような覚書になっておりましたので、それでやったんだと思います。

○委員（松永隆志君）

ああ、なるほどですね。まあ実際、稼働前にきちっとした形での数量的な押さえというのをやってからというふうなあれで、まあ皆さんの証言もそういうふうな感じで聞いております。わかりました。

で、その協議ですね、ずうっと記憶だけでもまあ10回以上あられるとい

うことですが、その中で、特に数量に、まあ金額から量に置きかえていくという、そういう作業がされていた、そしたら、この施設に関する保証事項、先ほどもちょっと一点保証のお話出ましたけれども、JFEのご主張では、やっぱりこの施設に対する保証というのはごみの量が80,665tで、ごみ質については2,000kcalという基準ごみのみが保証対象だというふうなことを言っておられるんですけど、それは覚書までのことと全く違うことなんですよ。それを協議の中でそういう話題とか、そういう形で保証事項を大きな変化させるようなことがその協議の中で出ませんでしたか。

○証人（木原保夫君）

協議の中で出たということは一切記憶にございません。

○委員（松永隆志君）

そりゃもう、そういうのが出たら組合としては大変な問題で記憶にないはずはないし、記録にも残している、当然残していると思うんですけど、ということは、もう事務局長としてもそういう協議内容、実際自分がおってもなかった。そして、自分が出なかったときのものについても全く報告はなかったという、そういうことですね。

○証人（木原保夫君）

まあありませんでした。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。そしたら話し協議の中に戻しますけれども、協議の中でJFE側から何か、こうデータとか何か出されたと思うんですよ、色々な資料が。そういうものについてのご記憶ございますでしょうか。

○証人（木原保夫君）

データのものは出されたと思います。

ただ、その内容がどういったものだったのか、ちょっと今、記憶にはございません。

○委員（松永隆志君）

そのデータの中身も、いわゆる先ほど言われたような協議の関連、金額から量に置きかえていくという、そして、実施設計とその中にあります、その用役費のところの量で書いてある、その辺に関する資料だったというふうなことでいいですか。

○証人（木原保夫君）

そのような記憶も、確かにそういったような資料だったと思います。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。そしたら、一点保証とかそういう感じの資料なんて

いうのは全くなかったわけですね。

○証人（木原保夫君）

そういうことはございません。

ただ、こんなことを言っているのかどうかわかりませんが、ごみ質、ごみカロリーというのは、当然日々変動をするものであって、例えば、天気がいい日、あるいは雨の日、夏場、冬場、それから梅雨とか秋あたりの乾燥した、当然そのごみカロリーというのが変動します。量というのも当然変動しますので、そういったような一点保証というのは、当然我々も認識は持っていませんでした。恐らく全職員がそうだったと思います。

○委員（松永隆志君）

はい、ありがとうございます。まあ私も聞いていて確かにそう思います。

それで、その協議というのは実際、同時並行でこの施設がずうっと建設中だったと思うんです。そして、建設中でその協議を行われている中で、同時並行で工程会議とかなんかも行われていたと思うんですよね。

それで、この協議の中で何かそういうことでのトラブルとか、例えば、施設に関する建設においての問題点とか、そういうものが協議されたりとか、そういうご記憶ございませんでしょうか。

○証人（木原保夫君）

トラブルについての記憶はございません。多分あっていなかったと思います。

○委員（松永隆志君）

ああ、そして、色んなこの施設に関する情報というのは圧倒的にメーカーさんであるJFEが持っておられて、そして、そこを相手に協議される、そんな中で、組合側から何か技術的な反論とか注文というのを当然行われたんじゃないかなと思うんですけど、その辺のご記憶ありますか。

○証人（木原保夫君）

その辺は注文的な、技術的なものとしては重野課長を中心にやっていたような気がいたします。

○委員（松永隆志君）

ああ、わかりました。そしたら、その場の協議の雰囲気としてはどんなだったですか、何か対立したりとか、もう意見の相違があって、そのほらもめたとか、そういうご記憶ありますか。

○証人（木原保夫君）

ただ、これをどうしようかね、ああしようかねというふうなそういったようなこと、討論的なものはありましたが、その意見が対立して、がちがちやするようなことはちょっと記憶にございません。

○委員（松永隆志君）

ああ、そしたら、進行としては円満に進行できたということでしょうか。

○証人（木原保夫君）

そういうことで私は理解しております。

○委員（松永隆志君）

もう粛々とその協議についての項目をずうっと押さえながらやっていったという感じですね。

○証人（木原保夫君）

そういうことでございます。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。で、そのときはJ F E側というか、特に佐藤さん、久野さんとお話し相手だったと思うんですけども、そのとき何か自分で疑問に思ったり、不審なところというのはございませんでした。

○証人（木原保夫君）

不審な点というふうなことは全然記憶にございません。

○委員（松永隆志君）

まあ結局、J F Eはこの協議の中で一点保証、先ほどの一点保証について決めていったという認識を持っておられるようなもので、だから、その辺でちょっと認識のずれがあったのかな。だから、そういうものがまあ全然なかったということですね。証人からすると全然そんな記憶も、そして、そういうお話もなければ、そういう態度も全く示しておられなかった。

○証人（木原保夫君）

はい、そうでございます。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。覚書の締結、先ほど言いましたように、試運転から大体2カ月後、そして、火入れ式から18日後に締結されておるんです。この間運転も、ちょうど締結したときには運転開始がなっていたんです。だから、そのときちょうどご記憶で、その状況、運転状況についての報告を受けたり自分も実際確認したということはございませんでした。

○証人（木原保夫君）

私もごみの搬入とか投入あたりが始まったときにはピットを見に行ったりなんかはしておりました。そして、データあたり見て、今日はこれくらい入ったばいなというふうな、そういった確認はしておりました。（「ああ、そうですか」の声あり）それで、あと職員については、また細々とした確認はしておったと思います。

○委員（松永隆志君）

ああ、わかりました。そしたら建設して、その時点まではJ F Eの実際やっておられることやなんかについても、全体としてはもう順調に建設から協議の過程も進んでいったということですよ、そういう認識でおられたと。

○証人（木原保夫君）

当時は若干2、3日ちょっと工程表からずれているなというふうな認識があったんですが、しかし、これで追いつくよとかなんとかそういったことはあったんですが、ほぼ順調に行っていたと思っております。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。そしたら、先ほどの協議の話に戻しますけれども、まあJ F Eと組合と、この二者で、こう協議をやる。そしたら、先ほどもお尋ねしましたけど、どうしてそのほら、コンサルには相談したということですが、コンサルも中に入ってもらおうとまでは思われなかったと、その必要がなかったというのはどうしてです。

○証人（木原保夫君）

その辺、ちょっと私もどういった判断をそのときにしたのか、ちょっと記憶にございません。（「はい」の声あり）ただ、あっ、すみません。（「はい、どうぞ」の声あり）折に触れてJ F Eと組合側との話をして、その後、指示あたりの相談はコンサルさんとはちょっとちょこちょこはしたと思っております。

○委員（松永隆志君）

ということは、重要な会議じゃあるけれども、覚書で押さえたことを、金額を量に替えるという、そういう普通な作業過程だから、それはコンサルさんには相談はするけれども、中に入って相手と、こう交渉しながらやるような種類のものじゃないからコンサルの必要もなかったと、入ってもらう必要はなかったということで理解してよろしいでしょうか。まあほかの方も結果論として、その変更覚書の過程が重要視されているけれども、その当時のあれとしては当たり前の作業として行われたようなことも言っておられる方もおられたもので、当時の局長としてのお考えをちょっと聞いてみたい。

○証人（木原保夫君）

確かに今、委員がおっしゃったように、事務的な流利的な意識があったんじゃないかなという気がいたしております。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。そして、この変更覚書というのが、その当時は何のこともない覚書を金額から量にかえるものというふうな認識でおられたのが、後で大きな問題になってくるんですけれども。そして、この覚書そのものの存在が組合議会の中で明らかになったのが、組合議会の議事録なんかを見て

みますと、平成20年2月の第1回の組合、もうその当時はおられなかったと思うんですけれども、それまでですね、性能に関する覚書の概要版、覚書のほうの概要版でずうっと説明が続けられております。これはどうしてですよ、この変更というのが外に対してというか、組合議会に対して報告がされていなかったと、それが何かご記憶ございます、その理由というのは。

○証人（木原保夫君）

私の退職後のことでございますので、ちょっとこの辺についてはわかりません。

○委員（松永隆志君）

ああ、そしたらおられた当時、その変更覚書については、例えば、JFEのほうから外に公表を差し控えてほしいとかなんかという、そういうふうなお話がなかったです。

○証人（木原保夫君）

私が参与として1年間いたんですが、そういったJFEからの話は私は一切聞いていません。

○委員（松永隆志君）

ああ、はい、わかりました。そしたら、木原証人の裁判における陳述書がございます。甲第20号証、お手元に。

○委員長（西口雪夫君）

書記、甲第20号証、提示をお願いします。

（証人へ甲第20号証を提示）

○委員（松永隆志君）

それ自分の陳述書ですので、もうご記憶にあられると思いますけど、今、ちょっとさっと見ていただきたいと思います。この中から質問していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、その中で、木原証人は2ページ目に、もう真っ先に書いておられるのが、JFEの対応の変化ということで書いておられるんですよね。JFE、建設中のJFEの組合に対する対応は、先ほど来お話があったように、時にはその協議の中で議論することもあったけれども、まあ紳士的だった。きちっとそういうふうな形でお付き合いしていたと述べておられますけれども、あなたが局長のときにですね、建設のときの対応の相手というのは先ほどの佐藤さん、久野さん、このお二人というので、まず間違いございませんでしょうか、そのほかにはもう、まあほかもおられたでしょうけれども、主な対応相手というのは再度確認しますけど。

○証人（木原保夫君）

主は2人ですね、あとまだ何人か入れ替わりもずうっとやっておりました。

○委員（松永隆志君）

これは、今日も午後佐藤さんお呼びしますもんで、そしてまた、久野さんもお呼びして、十分中身ば聞いていかんといかんもんで質問させていただきます。

で、その後の陳述の中身、こう見ていきますと、施設が完成したらですね、J F Eの社員の対応が大きく変化しましたと書いてありますね。そして、同じ会社の社員の言動だろうかと耳を疑うほどの変化がありました。これが我が国の一流企業の社員の対応なのかと思いました。と述べておられますけれども、これはどなたの言動でどんな中身の言動だったのか、ちょっとその辺をお聞かせください。

○証人（木原保夫君）

まず、全般的なものとしまして、私、本格稼働したときに参与でございましたので、直接J F Eのほうとは接触する機会はもう少のうございました。

ただ、職員の間では、何か最近J F Eの態度が変化したねということがまずありました。そしてあと、半年ぐらい経ったときに来客がありました。J F Eの方とお話をしたいということで来られたんですが、もうJ F Eの方はそれについて頑として対応しなかったというようなことです。

○委員（松永隆志君）

ああ、そしたら直接的にどなたというよりも全体、それがまず佐藤さん、久野さん含めて今の4人も全体的に何か態度の変わってこらしたなというふうな感じだったんですか。

○証人（木原保夫君）

はい、職員の言葉の端々からしますと、J F Eも言動について変化が起きているねということです。そして、あとその半年後のことについては私です、最も他の職員から引き継いで今度私が対応したんですが、もうそのときのことですね。

○委員（松永隆志君）

それは半年後というのは今、さっき言われたことですか。

○証人（木原保夫君）

そうです。来客といいますか、J F E側の方とお話をしたいんだということで住民の方が来られたんですが、一切会おうとしなかったということです。

○委員（松永隆志君）

ああ、それと、そのほかの方も、組合のほかの方にも聞いているんですけども、その中では具体的に久野さんですね、久野さんあたりがこの変更覚書の内容についての話もしておられるんですよね。具体的にそういうふうなだれだれがというようなことじゃなくて、今のような形で聞かれたというこ

とですね、感想として持っておられると。（「はい」の声あり）はい、わかりました。

だから、この施設性能全般について、ちょっとここにも陳述証言がござい
ますけれども、運転開始後の1年間を見る限りにおいては、この施設は発注
時の性能を満たしていなかったと思うと述べておられますけれども、この根
拠というのが具体的にどういうことが性能を満たしていないと思われたのか、
その辺についてちょっとお答えいただければ。

○証人（木原保夫君）

まず、数値的なものとしてはちょっと私記憶にないんですが、まず、L N
Gが何でこぎゃん余計使うんだというようなことがまずありました。

○委員（松永隆志君）

わかりました。そしたら、LNGの使用量というのが計画をはるかに超え
て大量のものだと実際この中でも述べておられますけれども、実際に17年
度だけ見ましても応札の提示額といいますか、応札条件のときに6, 578
万8, 800円ということで提示しているのに対しまして3億2, 869万
5, 217円ですか、5倍掛っていると、この辺のところのことを言ってお
られるわけですね。

○証人（木原保夫君）

そういうことです。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。そしたら、実際の処理能力としてについてはどんな
に思われました。例えば、公称1炉当たり100t、日量処理するというの
で、実際300t日量処理できるような施設をお願いしますよと造ったにも
係わらず、これが言われている発注時の性能ですよ、それを満たしていな
かったということも言っておられますけれども、その辺のところはいかがで
しょう。

○証人（木原保夫君）

本格稼働を始めた4月ですね、あの当時は多分、処理能力はいつていなか
ったんじゃないかと思っております。

LNGを大量投入することによっては、そりゃある程度、こう焼却はでき
たと思っておりますが、それを仮に使わなかったときにはちょっとねという
ふうな感じでおりました。

○委員（松永隆志君）

そしたら、もう発注時の性能を満たしていないということは、まあ要望ど
おりの施設じゃなかったということを感じておられたわけですよ。

○証人（木原保夫君）

そういう感覚としておりました。

○委員（松永隆志君）

そりゃもう実際にJFEのほうなんかがどう対応されるかわからんけれども、その時点においては、こりゃ困るよという感覚でおられたということですよ。

○証人（木原保夫君）

そういうことです。

○委員（松永隆志君）

はい。そしたら、これはもうこの施設はおかしなばい、欠陥品ばいとまでの感覚は持っておられなかったんですか。

○証人（木原保夫君）

欠陥品というレッテルを張るというまではいかなかったんですが、何かおかしいねという感じは持っておりました。

○委員（松永隆志君）

まあ通常色んな施設でも稼働したら初期トラブルなんかありますので、まあそういう範疇のものなのかそれを超えるものなのか、その時点ではちょっとまだ判断できないような感じだったということですよ。

○証人（木原保夫君）

そういうことです。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。そして、ごみ質についてでございますけれども、当初、組合がこの施設にお願いした処理能力というのが日量300t、公称能力ですね、そして、ごみ質は1, 100kcalから2, 800kcal、この範囲、まあ言ってみればこの地域のごみ、家庭系のごみ、一般ごみも廃棄物ですので、そんなくらい差があるだろうということでごみ質も考えてお願いしたはずの施設だと思うんですけど、JFEから、この施設が初期トラブルを起こしたときにごみに含まれるカルシウム含量が多くて、これが管に詰まって付着して燃焼効率を悪くしていると指摘されたというふうなことを書いておられますけれども、この指摘はどなたがされたんですか、JFEの。

○証人（木原保夫君）

私はそのとき参与で囑託でございましたので、組合職員がJFEはこういうことを言っているよというふうなことで私は何人からかの職員から聞いております。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。直接じゃなくて、もう職員からの報告とかそういうもので知ったということですよ。

○証人（木原保夫君）

はい、そういうことです。

○委員（松永隆志君）

はい、その指摘を受けてどがん思われました。

○証人（木原保夫君）

諫早といいますか、長崎県央地域のごみが全国平均と比べて突出してカルシウムが多いということはちょっと考えられんじやろ、そりゃ若干の地域性はあるかもしれんけど、そんな管に付着するようなそこまでのカルシウム分は含まれていないんじゃないかという感じを受けておりました。

○委員（松永隆志君）

わかります。私も率直な感想をこの地域のごみが何で、みんなカキでも食べてですね、そのカキ殻ばかり出しているなんて思えませんし、その辺はごみ質についてもですよ、組合としてもそれまでもこの地域の全体の把握しておられて他の都市と極端に違うなんていう、そういう認識を持っておられたんですか、持っておられんかったと、今の発言ならば全く変わらないと思っておられたということですね。

○証人（木原保夫君）

私はもうとにかく全国平均からすると上なのか下なのかわかりませんが、そんなに管に付着するような、突出したようなカルシウム分が余計含まれているごみとは私は思っておりませんでした。

○委員（松永隆志君）

この点についてJFEと協議をされたという、そういうご記憶ございますか。

○証人（木原保夫君）

私はカルシウム分については協議をした記憶はございません。

○委員（松永隆志君）

わかりました。そしたら次に、土井さんですな、ご記憶がえられる組合の土井さんの陳述書で、JFEから平成17年5月ごろ、東部リレーセンターから持ってこられる、搬送される汚水もごみ質に影響しているとの指摘を受けたとありましたけれども、あなたもこの指摘についてご記憶ございますか。

○証人（木原保夫君）

私はそれについて記憶はございません。

○委員（松永隆志君）

ああ、わかりました。しかし、この事実はご存じですか、リレーセンターからの汚水というのはここに持ち込まれると。

○証人（木原保夫君）

それは当初から計画から、東部リレーセンターから持ってくるということは（「はい」の声あり）初っ端からわかっておりましたので。

○委員（松永隆志君）

はい、その量というのは計画のとき考えても問題になるような量じゃなく、当然、施設の基本的な機能として処理できる量というふうな認識でおられる。

○証人（木原保夫君）

そういうことです。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。そして、ごみピットへの注水ということで、3ページのところにちょっと書いておられるんですけども、実際に東部リレーセンターから持ってくるだけの量ならばそう大した量でもないし、十分ごみの全体からすると、まあごみがちょこっと湿るぐらいの量だと思うんですけども、ここにありますように、ちょっとそのまま読ませていただきますと、クレーンでピット内のごみをつかみ上げるときに水がざあっと流れ落ちる状況でしたと、滴り落ちる状況をはるかに超えていましたと述べておられますけれども、これいつごろのことでしょう。

○証人（木原保夫君）

期日はっきり覚えていませんけど、4月の下旬、本格稼働をして1カ月ぐらい経ったころだったと思います。

○委員（松永隆志君）

はあはあ、そして、このごみの一部は水の上に浮いていると言ってよい状況であったというふうにも述べておられます。もう見てからこれは大量の水だというふうな印象を受けるような状況だったわけですね。

○証人（木原保夫君）

そういうことです。

○委員（松永隆志君）

はあはあ、そして、これは証人としてどこから来た水と思われましたか。水が入っているわけがないわけですね、この収集してきたごみ、それと、まあ入るとするならば東部リレーセンターから持ち込む水というのは、それはもう量的にちょこつとなる。それが今、言われるように浮くぐらい、クレーンですくい上げたらだあっと流れるぐらい、これはどうしたものかと思う、どんなふうにお感じになったですか。

○証人（木原保夫君）

普通施設から、東部リレーセンターから持ってくる、そのバキュームカーで週に1遍か、あるいは2週間に1遍だったと思いますが、それぐらいの汚水でもって何でこんなに水が溜まるんだという疑問は持っておりました。

（「ああ」の声あり）ですから、またほかの何らかの形でここに水を持ってきたんじゃないんだろうかなという疑問がございました。

○委員（松永隆志君）

はあはあはあ、そして、この大量の水、溜まるはずがないと考えたので、なぜ水がピットに溜まるのかということもJFEに指摘されたと述べておられますけれども、そのときの相手の回答というのはございましたでしょうか。

○証人（木原保夫君）

そのとき回答はありませんでした。

○委員（松永隆志君）

ああ、そして、これをどなたに指摘したんです。

○証人（木原保夫君）

そのときは向こうの会議室で会議をやったんですが、組合とJFEとコンサルの三者合同会議をしております、その席で、とにかく水が溜まっている、あれは何だいということ、東部リレーセンターから持ってくる水では、多分ごみに全部吸収されてしまうはずよ、水が溜まっているよ、あの状態は何だいということでしたわけですが、そのときに出席していた人の名前までは記憶していません。何人かが出席していたと思います。

○委員（松永隆志君）

ああ、そしたら先ほどの佐藤さんとか久野さんはおられましたか。

○証人（木原保夫君）

その辺の記憶もちょっとございません。

○委員（松永隆志君）

おられるということだったら、ちゃんどこ聞きやすいもんですけれど、はい、わかりました。

そしたら、ごみの水について、このピット内の水については、最終的にはこの施設の排水設備がなく、そして、その中に投入していたという、そういうふうなことがだんだんわかってくるんですけれども、その辺のご記憶ございますか。

○証人（木原保夫君）

もうちょっと、もう1回すみません。

○委員（松永隆志君）

排水設備のこの施設のごみ、言ってみれば東部リレーセンターじゃなくて、ここの施設内の排水設備がないもんだから、ここのも入れていたというふうな形というふうな証言もあっているわけですよ。実際それについてのご記憶はございません。その当時のあれで結構です。

○証人（木原保夫君）

はい、その三者合同会議の後にコンサルタントに、あの関係はどがんなつととですかねと聞いたら、ありゃJ F Eは認めたよということを私は聞きました。

○委員（松永隆志君）

そしたら、コンサル会社のほうから、あの水はJ F Eが投入したんだよということを認めたというお話し聞かれたわけですね。はい、わかりました。

そしたらですよ、高質で処理して、まあ燃やす過程では違いますけれども、水を含んでいたら、含むより乾燥していたほうがもう当然いいと思いますけれど、なぜそんなというふうにやっぱり、こう疑問を持たれたと思うんですけども、間違いございません。（「はい」の声あり）わかりました。この件については、後ほかの委員からも質問あろうかと思しますので、そちらのほうに譲りたいと思います。

そして、この年の9月6日にですね、ごみ処理状況報告会ということで、組合、J F E、総合エンジニアリング出席の下に開催されておりますけれども、この報告会には出席されましたか。

○証人（木原保夫君）

出席していません。

○委員（松永隆志君）

ああ、わかりました。当時はもう参与の立場で、実際のところはもうこれは出られなかったということですね（「はい」の声あり）はい、わかりました。

そしたら、9月7日に、ごみピットから汚水を抜き取りバキューム車で外部に持ち出したということが言われているんですけども、その辺のご記憶もございます。その水が大量に溜まっているのを処理した経緯というのは。

○証人（木原保夫君）

それは記憶にございません。いつ抜いたのか、どういう方法で抜いたのかはちょっと記憶にございません。

○委員（松永隆志君）

あのピットはでかいですね。

○証人（木原保夫君）

はい、大きいです。

○委員（松永隆志君）

深さ18mもありますよね。大体何千tぐらい入るわけですか。

○証人（木原保夫君）

ちょっとそこまではすみません、回答が。

○委員（松永隆志君）

ああ、わかりません。はい、ありがとうございます。

で、ピットに水が、それ入っていたのがですね、このごみ処理能力と申しますか、当初のごみ質低下を招く要因になったというふうなお考えございますか、その1つじゃないかなというふうな。

○証人（木原保夫君）

それは確かにごみ処理の低下につながった要因の1つだと思っております。

○委員（松永隆志君）

それはごみ質で、ごみの施設そのもの、機械そのものの能力と、そして、ごみ質のものとありますけれども、私なんか、こう推測するに両方問題があったように思うんですけれども、まず、そこのごみ質についても大量の水投入というところが1つ問題というふうなことで理解してよろしいですね。

そしたら、本格稼働後はもう参与の立場だったので、ご記憶ないかもしれませんが、本格稼働した4月1日以降さまざまなトラブル、今、言われたような中身も含まれておりますけれども、発生しておりますけれども、建設途中の平成15年4月からちょうど局長をされていた時期、そして、稼働後の参与の時期、当時を、こう振り返えられまして、この施設に対する感想、そして、今、組合がJFEと裁判を起こしている、言ってみればこの施設に対する保証、これはもう1つには処理能力というのがあると思います。処理能力、当初は確かに十分発揮されていなかったけれども、その後、今の状況はその処理能力ということでは一定評価できるような形になっていると思うんです。

で、しかし、コスト性能というところで大きな問題があつて裁判が起こっている。これが含めてですね、当時局長をされていて、そして、組合に係わった立場としてどういうご感想、どういう意見をお持ちでしょう。

○証人（木原保夫君）

ちょうどこの施設を建設するときには全国的にダイオキシンというのが非常に大きくクローズアップされておりました。そして、この施設を造るときには、とにかくダイオキシンは国基準を大幅にクリアする施設よというふうなふれ込みと申しますかね、そういったことでございまして、それは今でもその性能は発揮していると思っております。

ただ、私がここに局長として配属されたときには、いわば当時は合併前でしたので、2市15町からそれぞれ1名は職員が来ておりました。それで、その派遣された職員で果たしてこの施設を本当に期限内に完成できるんであろうかというふうな不安は当然もうずうっと持っておりました。そして、17年の3月に完成したときには、もうほっとしたというのが正直な気持ちです。したがって、職員に対してはお疲れでしたねということで、ねぎらいの

言葉といたしますか、感謝の気持ちも述べたことがありました。ところが、本格稼働に入って4月になってカルシウム問題だ、あるいは処理能力がどうもうまいところいかんというようなことが発生して、そして、おまけに今度、覚書の関係が出てきて、もうこれは愕然としたわけでございます。

したがって、今となってはとにかく裁判で勝利していただくことを願っていると、そういう心境でございます。

○委員（松永隆志君）

わかりました。最後に1点お伺いしますけど、この処理施設ですね、当初、先ほどの発言の中にもちょっとあったんですけども、こちらが発注した日量300t、そして、1,100から2,800、そして年間の用役含めてですね、この施設は発注どおりのものが出来上がっているとお思いですか。特に、問題点というのはこの用役関係、コスト性能だと思いますけれども、その点に関してこの施設は性能発揮していると思われませんか。

○証人（木原保夫君）

LNG、用役費関係を見てもわかるとおり、当初の約束事は完璧には守られていないなという気持ちでございます。

○委員（松永隆志君）

はい、ありがとうございます。私のほうから以上で。

○委員長（西口雪夫君）

ここで休憩に入ります。あと補足質問を11時からお願い申し上げたいと思います。

(午前10時50分 休憩)

(午前11時00分 再開)

○委員長（西口雪夫君）

休憩前に続きまして委員会を再開いたします。

書記、すみません、資料の提示をお願いします。甲第9号証1の2の1を証人提示をお願いします。

(証人へ甲第9号証1の2の1を提示)

○委員長（西口雪夫君）

実施設計書です。JFEからこちらに出されました実施設計書をちょっととお聞きしますけれども、ここに処理能力としまして公称能力、指定されたごみ質の範囲内で24時間1日300tの処理能力を有するものとしまして向こうから出ておりますね。先ほどごみ質の問題で2,000kcalですか、あり得ないということを証人も言っていましたけれども、そのごみ量、いわゆる一点保証で80,665t、向こうは主張されておるんですけども、その221tはあくまでも21年度の計画処理量の量だったと思

うんですけれども、その辺どうでしょうか、221tでいいという話は考えられますか、1日の処理量。意味がちょっとわかりませんか。

○証人（木原保夫君）

いや、松永委員さんの質問に対しても答えたんですが、ごみ量というのは当然季節によって変動します。日々変動もするということは考えられますので、221tを毎日それだけで、上下はあったにしろ221tしかもう何か処理しないよという、年間トータルとしては221tだというふうな認識で私はおりました。

○委員長（西口雪夫君）

1日300tじゃなくてですか、処理能力としては。

○証人（木原保夫君）

能力としては300tということで理解しておりました。

○委員長（西口雪夫君）

はい、あくまでも実稼働率と調整稼働率で割った分が300tですから、その辺は理解していいですね。はい。

もう一点、甲の第30の3をちょっと提示してください。

（証人へ甲第30号証の3を提示）

○委員長（西口雪夫君）

これは変更覚書のとときの議事録を、6ページをちょっと開いてもらえますか。はい、6ページです。

16年7月28日の分をちょっと。（発言する者あり）これですね、組合とJFEとの打合せのときの議事録なんですけれども、余り残っていなかったんですね、議事録がほとんどですね、今回組合でも提出をお願いしたんですけれども、ここに、いちばん最後のほうに覚書本文4ページに保証及び瑕疵担保とありまして、4（2）性能保証に係る用役量、運転経費及び維持補修費の保証とありまして、その3年間の総額を14億6,100万円とするとあるんですね。変更覚書は、多分ここは用役量が抜けて運転経費及び維持補修費の保証で14億6,100万円となっているように思えるんですけれども、最初はすべての経費で14億6,100万円との話があったんですかね、これは。そうじゃない、その辺ちょっと見受けられる節があるもんですから、違いますかね。

○証人（木原保夫君）

これについて、ちょっと記憶がもうございません。

○委員長（西口雪夫君）

はい。この14億6,100万円を3で割ればちょうど4億8,700万円になるんですね。それで、最初5億8,700万円がすべての金額やった

んですけど、何か1億減ったなど私素人がぱっと見たときにはすぐ思うんですけれども、この辺は1億で用役量をできればという話があったんですかね。用役費を1億円でして、あと4億8,700万円であとの運転経費及び維持補修費はしますよといった話があったんですか、向こうからは。そういった話、具体的な話はなかったんですか。

○証人（木原保夫君）

ちょっと申しわけございません。記憶にございません。

○委員長（西口雪夫君）

はい、はい。ただ、向こうから出された応札提示額を見ますと、ガス料金が6,500万円、電気が約4,000万円でちょうど1億になるんですね。ですから、これを見れば、ああ1億掛ってもいいかというふうな感じを、こう受けるんです。実際は17年度でガス料金が3億2,800万ですか、電気が約2億2,000万、かなり5倍ぐらい、どっちも5倍ぐらい掛っているものですから、その当時まさか稼働して電気、あるいはガスが5倍も掛るって想像できましたか。

○証人（木原保夫君）

それは想像しておりませんでした。

○委員長（西口雪夫君）

勤務されて、もう参与になられた後なんですけれども、実際、ここに多分10t車の酸素とガスがどんどんどんどん上がってきとったと思うんですね、人の話を聞いても、1日2台ぐらい行きたい来たいしよったという話も聞いたんですけど、それ見られてどう思われましたか。

○証人（木原保夫君）

おかしいということでは思っておりました。

○委員長（西口雪夫君）

はい。私は以上で終わります。

ほかに質問ございませんか。町田委員。

○委員（町田康則君）

雲仙市の町田です。木原さんはですよ、これが出来上がる15年、造っている、建設中ですね、15年のときは局長、出来上がってしまったときは17年3月31日、それまで局長で、18年度から1年間参与と。私は思っていたのは局長というのはもちろん全責任を負うでしょうけど、一番そのそれまでに造ってきた過程からして、そういう人をやはり1年間でも参与として残すのは、それをよく知っているからだ。高田さんが18年の4月1日から局長で来られていますけど、高田さんはある意味ではその前のことは知らないわけですから、そこで、木原さんが一番前のことも知っていて、それ

で1年間参与に残ったのはそのためだろうと思っているんですが、どうですか。

○証人（木原保夫君）

管理者から、管理者ですね、諫早市長兼務ですが、からちよっと参与として残ってくれんだろうかという相談が、話がありまして、そうですかということで1年間お世話になりました。

○委員（町田康則君）

ですから、多分、管理者もその前のこともですね、よく知っていらっしゃる方が、ぽんと新しく高田さんが局長になられてでも前のことは知らないわけですから、もちろんその下の課長さんとか、あるいは知つとらすでしょうけど、ですから、私はそういう意味で参与に入られておられて、参与というのは何にもしなくていいのかということじゃないと思っているんですよね。ですから、一番よくご存じですから、17年の4月1日からトラブルがずうっと続いていますね、本当に私もこれ見ましてびっくりしたんでございますけど、そのときには協議には入っていらっしゃらないですか。

○証人（木原保夫君）

入ったり入らなかったりという状態です。

○委員（町田康則君）

入られたときにですよ、入られたときのそういうふうなトラブルに対しては、まずよく一番覚えていらっしゃるのはどのときに、トラブルのときに入られました。

○証人（木原保夫君）

まずはその水が入ったとき、4月の下旬なのか5月の連休の明けなのかははっきりした記憶はございませんが、そのときには三者合同会議のときは当然私も入りました。

○委員（町田康則君）

その水が云々というのは、この資料の中から出てきたのは9月には溢れてですよ、9月です。4月の末じゃなくて9月の5日か6日のころに溢れた写真があったんですけど、そのときとは違う、もう4月の段階でそういうつかんだら、ざあっと溢れるぐらいあったということですか。

○証人（木原保夫君）

そういった形で私は記憶しているので、ただ、時期がちょっと若干あいまいな点もございますので、はっきり何月何日だということは申し上げられないんですが、多分、その辺の時期じゃなかったのかなと思っています。

○委員（町田康則君）

まだ操業始めて1カ月ぐらいのときにそういう状態だったと。

○証人（木原保夫君）

はい、そういうことでございます。

○委員（町田康則君）

木原さんは思っているということですね。

○証人（木原保夫君）

だから、これがひよっとしたらもうちょっと後だったかもしれませんが、私はあのころの時期じゃなかったのかなという記憶でございます。

○委員（町田康則君）

はい、そのときに、まず、もうだれが考えてでも水を入れるなんていうのは、そんなにつかんでざあっと溢れるというのは異常ですよ。異常で、そのときに今、松永さんとの話を、こうずうっと聞いていたんですけど、異常と思われたときに、これ何でと聞いたと言われましたですね、そのときJFEが答えてくれない。少なくとも組合、JFEが運転管理をみんなしているわけでしょう、こっちの職員が行ってから操作しているわけじゃないわけでしょう。

○証人（木原保夫君）

そうです。

○委員（町田康則君）

そうですね。そしたら、JFEにそんなふうに入った答えを求めるのは当然、前局長であり、参与としてでも当然だと思って、答えが返ってこないのに何か思われませんでしたか。

○証人（木原保夫君）

それは確かに不思議とは思ったんですが、何かあるんじゃないかなという感じで、その場はもう結論は出なかったものですから、これを指摘だけをしておきました。

○委員（町田康則君）

そのほか、水のとくとほかはどんな会議に出られましたか。

○証人（木原保夫君）

ちょこちょこ出たような気がするんですが、ちょっと記憶にはもうございません。

○委員（町田康則君）

やはり、ちょうど木原さんがおられるときに変更覚書等が行われていますよね。最終的には覚書については皆さんに公表されていたんですけど、変更覚書については後から出てきましたよね。当然、木原さんがおられない平成20年のときの議会で初めて出てきたんですけど、私どもも見たときに、何で、せっかく金額で縛ってあるのに6億5,000万円ぐらいで、運転経費

全部ですね、縛ってあるのにそれが外すような変更覚書に、幾らその実質をするためには変更覚書が必要だというのは覚書には確かに書いてあったんですけど、確かにそういうふうな實際上、まだ稼働していませんよね、変更覚書があったのが16年の12月ですから、そのときに、そしてましてや、それが今、JFEが採り上げている問題になっています。この変更覚書があるから、極端に言えば払いませんよみたいな、そこについては、もう一度どういうふうに思われているか。

○証人（木原保夫君）

はい、まあ松永委員さんの質問のときもお答えしましたけど、一点保証というのは当然我々の認識はもう全職員あっていなかったと思います。

したがって、それが一点保証というのがわかったのが本格稼働をしてから、もう随分経ってからでございました。それでとにかくもうそのときには何でというふうな気が、こういう話は一切なかったじゃないかということで、当時の職員あたりにも話しと、それはそうですねと。何でこがんことのあるとやろうかいというふうな感覚で、もう皆さんも驚愕しておったということでございます。

○委員（町田康則君）

ここに木原さんの陳述書があるんですが、その中に建設途中の協議、組合との協議の中でJFEは公称は1炉当たり1日100tの処理能力であるが、余力を持たせて1炉当たり120t、日に120t、これ2ページに書いてありますけど、3炉合わせて360tの処理能力のものを建設していると言っていたというふうに書いてあるんで、これはお聞きしたのは間違いございませんか。

○証人（木原保夫君）

これは向こうの現場事務所がありました。それで、そこでも職員のほうがそういうことを言っておりましたので、本当かなということで、何かの用事があったときにそれを本当にこうなのかと言うたら、それはそうですよと、例えば、1炉100t、3炉で300tであれば、そりよりかやっぱり余裕を持たせたところで設計はしております、現在それに基づいて建設を進めておりますと、そういうお話でございました。

○委員（町田康則君）

私も、こう調べていって、炉をするにはやはり何十日間の、何というですかね、点検期間とかなんとかを入れたら、本当に1日100tの365日回すのじゃなくて、やっぱりそれから70日ぐらい引いたトン数で、それでも十分足りるというものを造っているのが本当、1日100tというときには極端に言えば120t以上ぐらいのものでないとそういうふうには言えないん

だというのはほかの書物で見たことあるんですよ。私もそういう1日100tというときにはそれ以上のものを、で、初めて70日間の検査日も引いて、100tあるんだということになっているというのがずうっと、こう色々調べていったらわかったんですけど、多分そういう意味でJFEも言われたんじゃないかなと思いますもんですから、当然最初の方にですね、確かにごみが無料で受け入れるのがありました。ちょうど局長をされているときですね、それから後あったのはしてでも、それが滞るような1日300t以上どんどん入ってきたわけじゃありませんから、4月1日以降はですね。だから、今、先ほど松永委員にこれは欠陥品ではないですかと、思われなかったですかと言われたら、欠陥品ではないが何かおかしいと思ったというふうに言われたんですが、私はやっぱりそのトラブルの数が異常に多いもんですからね、やっぱりこれでほかの吉次前管理者でも、これは欠陥品ではないかと思っておりましたというふうに陳述書で書いてあるんですよ。

だから、局長として、それから参与として1年間おられたんですが、欠陥品でないと思わなかったですかね、思われなかったですかね。

○証人（木原保夫君）

欠陥品というレッテルをべたっと、松永委員さんの答弁にもお答えしたんですが、もう欠陥品だというレッテルべたっと張るんじゃなくて、何か、しかし、これはおかしいという気持ちではずうっとおりました。

○委員（町田康則君）

おかしいということはですよ、施設のごみ質とか、向こうがごみ質とか、運転が不慣れだとかいう答えを出してきていますよね、そのときに。

○委員長（西口雪夫君）

町田委員、もう少し簡潔に質問してください。

○委員（町田康則君）

はい。ですから、ぜひそこら辺をもうちょっと聞いたかったんですけど、まあおかしいということでしょうから、わかりました。私の質問を終わります。

○委員長（西口雪夫君）

重複するかもしれませんが。すみませんけど、陳述書の中に、JFEは公称は1炉当たり100tの処理能力であるが余力を持たせて1炉当たり120t、1日3炉合わせて360tの処理能力のものを建設していると言っていたのと整合性がとれません。だれがこれ、どなたの発言なんですかね、覚えございませんか。

○証人（木原保夫君）

そこに村崎さんという方がいらっしゃいましたけど、村崎さんのお話です。

○委員長（西口雪夫君）

施設の、JFEの方ですか。

○証人（木原保夫君）

建設の多分、建設関係の多分トップだったろうと思います、恐らく。

○委員長（西口雪夫君）

村崎さんですね。（「はい」の声あり）はい。上田委員。

○委員（上田 篤君）

すみません。先ほどの水の大量投入の件なんですけれども、私も初めて聞いたときにびっくりしたんですがね、コンサルタント会社からJFEが水を入れたことを認めたということで、こう陳述にあるんですけれども、この水の投入については、管理者とか組合議会には何かの機会に報告をされたんでしょうか。

○証人（木原保夫君）

管理者のほうには当時の局長がしたと思っております。そして、あと組合議会のほうにもその旨を多分、連絡は局長がしたんじゃないかなと思うんですが、その辺はちょっと私わかりません。

○委員（上田 篤君）

もし報告されたのであればですね、これは大問題だということで、私たち組合議員じゃなかったんですが、当然市の議員でしたので、何かの機会に報告があつてしかるべきじゃないかと思うんですけど、それは一切聞いたことはないんですよ。で、この証言を見て初めて、陳述見て初めて知ったわけですね、その点は記憶はありませんか、どうだったか。

○証人（木原保夫君）

はい、局長が管理者のほうに報告して、じゃ、その対処方法については、こうしようということで、管理者のほうから指示があつて、その処理関係についてはスムーズに今、いっていると思っておるんですが、組合議会への報告については、ちょっと私はその辺についてはどうなっておったのかわかりません。わかりません。

○委員（上田 篤君）

すみません、もう1つ。同じく木原証人の陳述書ですが、先ほどもあったように、2ページの上のほうに、施設完成後にJFE社員の対応が大きく変化しましたとありますが、これはまだ色んなトラブルが発生する前から態度が変化したんでしょうか。

○証人（木原保夫君）

トラブルが発生する前からじゃなくて本格的操業に入ってからしばらくしてから、何となく態度がおかしいねというふうなことは職員間からも聞いており

ました。

○委員（上田 篤君）

はい、わかりました。以上です。

○委員長（西口雪夫君）

ほかにございませんか。柴田委員。

○副委員長（柴田安宣君）

変更覚書の時期の件ですけれども、今、木原証人さんは稼働前にどうしても作成をしなきゃいかんというスケジュールの中で作り上げたのと、16年の多分12月の末だったと思うんですけど、それで、やはりどうしても気になるのは、もう既に年間の経費そのものは覚書を締結している中では5億8,700万という総額、1年間運転経費は出ているわけですよ。ですから、それで稼働をしてから後でもその金額は約束してあるわけですから、それを時間かけてコスト性能あたりがまだ出ていない段階では稼働しながら本当は確認とりながら変更覚書の締結をすればどうかと、結果論にみたいに聞こえるんですけども、基本的に5億8,700万という数字が出ておるものですから、それについてはその当時は考えられなかったんですかね。

○証人（木原保夫君）

その当時はですね、当初覚書の事項に実施設計ができたなら速やかに変更覚書をとるというふうな一行がありましたので、それにのっとってしたということで、じゃ、稼働実績を見ながらという認識はそのときには多分なかったと思います。

○副委員長（柴田安宣君）

であれば、その変更覚書の中で、数字的にこの年間経費内訳書を基にしながら、その数字的なものを突き合わせていったという前任の人たちが証言されているものですから、それを甲第5号証なんですけれども、出してもらえますかね。

○委員長（西口雪夫君）

提示します。甲第5号証提示をお願いします。

（証人へ甲第5号証を提示）

○委員長（西口雪夫君）

年間経費内訳書ですね。はい。

○副委員長（柴田安宣君）

これを基にですね、変更覚書の数字的なものを突き合わせていったという説明があつたものですから、これが年間経費内訳書というものはご存じのとおり、応札条件に従って年間経費の内訳書を出して6億7,000万余りの金額より下がる値段でこの内訳書を出してくださいというもので、これ

は川崎製鉄が応札に準ずるために出された、組合のほうに出された書類なんですよね。で、うちはこの金額、下のほうにあります年間で5億8,652万8,000円で、この総経費でやれますと。ごみの右のほうにありますごみ1t当たりの経費が7,271円でその運営ができますと、トン当たりがですね、という数字なんですけれども、これ見られたことありますか。

○証人（木原保夫君）

見たような見ないようなという感じでございます。申しわけございません。

○副委員長（柴田安宣君）

これがですね、各6社入札に来られた中で全部こういう6億7,000万円、応札条件に見合う金額以内に納めてくださいと。そして、応札条件の中でこの年間経費内訳書は保証事項としますという金額の保証が書いてあるんですよね。ですから、これを基に協議をされたんだというふうに僕らは思っておるものですから、多分この数字を見ながら変更覚書の取り交わしをされたのかなと思ったんですけど、そうじゃなくて、それは最初の覚書だけのことであったんですかね、そこら辺わかりますかね。

○証人（木原保夫君）

ちょっともう記憶のほうがちよっともう、申しわけありません、かすみがかかったような感じで、ちょっと即答ができないような感じですが。

○副委員長（柴田安宣君）

大変申しわけないけれども、性能保証の甲第8号証を出してもらえますか。
(証人へ甲第8号証を提示)

○委員長（西口雪夫君）

当初覚書ですか。

○副委員長（柴田安宣君）

これをめくってもらったところに、その覚書の5億8,700万という数字が出てくるだろうと思うんですけども、これをどう取り扱うかということで覚書の変更が取り交わされたわけですね。その元になる数字がこの甲第5号証だったものですから確認させてもらったんですけども、先ほど答弁の中で、当初の計画とすれば膨大な経費がLNGにしても掛っていると言われたものですから、こういうことを参考に言われたんかなと思ったんですけども。

○証人（木原保夫君）

金額的なものについては、私も今、こう確認して、ああこれくらいの金額だったなということですが、細部についてはですね、ちよっともう、はい、申しわけございません。

○委員長（西口雪夫君）

いいですか（「いいです」の声あり）はい。ほかにございませんか。（「少しだけ」の声あり）町田委員。

○委員（町田康則君）

木原さんがおられるときに変更覚書されていますよね。そのときに、覚書から変更にするときに、ある職員の方はもう一緒なんだと、元々当初と変わらないんだと、内容的には。ただし、その金額から量に替わりましたですよ。金額保証から、5億8,700万円という金額の保証から覚書はそうなっているんですけど、それから今度は、用役費を含まず云々という格好で量のあれを変わりました。その理由はちょっと色々な方にお聞きしたんですが、ただ、私が思ったのは、元々覚書にも、覚書自体に色んなガス代とかなんとか色んな上限することがあるかもしれないけど、20%の増減幅とありましたよね、覚書の中にも。だから、それがあつたら、元々あるわけですから、そこで色々変わったからというて何も変更の覚書をする必要はなかつたんじゃないかなと。その20%の増減の色んなもし経済、ガス代とか、ぼんと上がってきたねという場合には20%だけの上限は枠を決めて覚書は締結しているんですよ。ですから、そこで変更覚書、16年の12月22日にする必要はなかつたんじゃないかなというふうに思うんですけど、そこら辺については、証人はどう思われますか。

○証人（木原保夫君）

詳しいことはちょっとあれなんですけど、とにかく、当初覚書から変更覚書にしようというのが実施設計をやった段階でその修正等を加えましょうというそういう当初の覚書になっておりましたので、その条項にのつてずうつと変更をかけていったということのように記憶しております。

○委員（町田康則君）

実質設計をやって、その中でガス代とかなんとかがずうつと上がってきたというためにも用役費を除きましょうということに多分この変更覚書はされたんじゃないかなと。ただし、元々ちょこつとのあれはですね、元々20%の増減はしますというのは覚書にもあるんですよ。それはご存じなかつたですか。

○証人（木原保夫君）

あると、20%という数字はちょっとはつきりわかりませんが、ある程度の幅を持って、その泳ぎ幅といいますかね、そういった形があつたということとはちょっと記憶しております。

○委員（町田康則君）

ですから、幅があつたということは、それから最終的に今、裁判等でも一点保証で処理トン数とか色んなものが、ごみの量なんてちょっとだけですよ

ね、10%も多いわけじゃない、予定よりも。ないのにそんなふうになんてちょっと上がっているだけで、本当の数%しか上がっていないのに、それはもう契約と違いますのでというのはやっぱりおかしいというふうに思われます、どうですか、そこら辺。

○証人（木原保夫君）

この辺については、ちょっと回答が。

○委員長（西口雪夫君）

今の質問はですね、今の質問、17、18、19、3年間で1.8%ごみがオーバーしただけなんです。それに対してやっぱりそういうことはおかしいんじゃないかとの質問ですね。

○委員（町田康則君）

そうです。1.8%しか増えていないのに実質上、それから予定額とすればちょっとしか、1.8%とちょっとですよ。それなのにそれをつかまえて契約より上回っているから払いませんとか、色んなものについて言っているもんですからね、まあいいです、いいです、わかりました。

○証人（木原保夫君）

すみません。まず、その問題になっているのは多分、一点保証の問題でずっと今、していると思います。それで、ごみ関係がオーバーしたときには甲乙協議しましたのでという、多分そういった条項が覚書のほうには入っておったと思うんですけども、ですから、まあその一点保証が今、こうやって、もし仮にその今、委員長が言われたように、1.何%ぐらい、8万何ぼだったと思うんですが、年間トータルが。で、まずは計算してこうですよ。それで、増えたときには甲乙協議しましょうと、多分そういったような内容だったと私は記憶しているんです。

○委員長（西口雪夫君）

はい、最後にしましょうかね。上田委員。

○委員（上田 篤君）

すみません。覚書に関する件で、木原証人が就任される前のこともちょっと関連するんですけども、甲第4号証と甲第8号証、ちょっと提示してもらえますか。甲第4号証。

○委員長（西口雪夫君）

甲第4号証、応札条件を提示お願いします。それと甲第8号証ですか（「はい」の声あり）（発言する者あり）（「甲第8号証は出ていますかね」の声あり）はい、それは出ています、覚書です。当初の覚書ですね。

（証人へ甲第4号証を提示）

○委員（上田 篤君）

甲第4号証の3枚目ですかね、性能保証に関する覚書（案）というのがありますよね、ありますかね、入っていますか。

○委員長（西口雪夫君）

応札条件、ああ、これですか、甲第8号証ですね、今。（「甲第4号証」の声あり）

○委員（上田 篤君）

甲第4号証の3枚目ですかね、性能保証に関する覚書（案）というのがついていると思うんですけど、ついていますか。（「はい」の声あり）

そこの記という前のリードといいますか、最初の説明とですね、その甲第8号証の性能保証に関する覚書を比べてみるとわかるんですけども、性能保証に関する覚書になって、なお書きが入ってきているんですね。なお可及的速やかに実績内容を踏まえて云々ということが入っていますね。

前ですね、説明聞いたときに、このなお以下の文書は組合としては想定していなかったと。確かに案の段階では入っていないんですよ、このなお云々というのはですね、この辺は木原証人は覚えて、覚えてというか、ご存じでしたか。

○証人（木原保夫君）

この経過について私は承知しておりませんでした。

○委員（上田 篤君）

ああ、承知していなかった。

○証人（木原保夫君）

はい、この性能保証に関する覚書、括弧して案、それから性能保証に関する覚書、これは私が就任する前でございます。それで、こういった経過をたどってこういったことになっているということでの、これはちょっと私記憶にございません、当時説明を受けたというのは。（「最後、1つ」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

松永委員。

○委員（松永隆志君）

今の甲第8号証をちょっともう1回見ていただきたいと思います。

ここの1番のなお書きのところ、なぜ変更覚書を作成するかというのは、なお可及的速やかに実施設計の内容を踏まえ、実施設計ができたその内容ば踏まんばいかんということで、本覚書の項目内容、追加修正後、性能保証に関する覚書変更を締結するものとするということで、まあ事務局としては、もうここの記載があるとおりに実施設計書ができたもんだから、実施設計書に従って協議を開始されたんじゃないかと思うんですよ。

そして、実施設計書ば見てきますと、実施設計書を見ていきますと、結局、

金額では書いていないわけですかいいね、用役関係は量で押さえた。だから、これに従って、用役関係のものを量で置きかえていくという作業を行われたというふうなことじゃないかと思うんですよ、先ほどの質問に対する回答も、そういうことじゃないんでしょうか。

○証人（木原保夫君）

ちょっとその辺ところ、過去の経緯があつて、流れがあつてそういったようなことになったということで、ちょっとその辺はもう記憶にありません。申しわけございません。

○委員長（西口雪夫君）

よろしいでしょうか。はい、以上で木原保夫証人に対します尋問を終了いたします。

証人におかれましては、長時間にわたりまして協力いただいて、ありがとうございます。心からお礼申し上げます。

証人ご退席くださいませ。

（証人退席）

○委員長（西口雪夫君）

午後からの委員会を1時30分から再開いたします。

（午前11時36分 休憩）

（午後 1時30分 再開）

○委員長（西口雪夫君）

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

これより議事に入ります。

なお、佐藤稔也様からお手元に配付のとおり、補佐人同伴許可願が提出されます。

お諮りいたします。補佐人の同伴を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

異議なしと認めます。よって、補佐人の同伴を許可することに決定いたしました。

それでは、書記、証人を入室させてください。

（証人入室）

○委員長（西口雪夫君）

証人におかれましては、お忙しいところをご出頭いただき、誠にありがとうございます。何とぞ本委員会の調査目的をご理解賜り、円滑に進行できるようにご協力をお願いいたします。

証人にお尋ねいたします。

先ほど記載いただきました出頭カードについて間違いはございませんか。

○証人（佐藤稔也君）

間違いありません。

○委員長（西口雪夫君）

それでは、証言を求める前に証人に申し上げます。証人に証言を求める場合にはうそを言わないという宣誓をさせなければならないことになっております。宣誓を行った証人が虚偽の陳述を行った場合には3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなりますので、十分に注意をしてご証言をください。

それでは、法律の定めるところによりまして証人の宣誓を求めます。

ここで報道機関各位に申し上げます。テレビカメラ、写真等の撮影を中止してください。傍聴人も含め全員ご起立願います。

それでは、佐藤稔也証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（佐藤稔也君）

宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成24年4月18日、佐藤稔也。

○委員長（西口雪夫君）

着席願います。

それでは、証人は宣誓書に署名捺印をしてください。

（宣誓書署名捺印）

○委員長（西口雪夫君）

これより証言を求めることとなりますが、証人は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。また、こちらから質問しているとき、また証言をされる際も着席のままで結構でございます。

なお、録音しておりますので、質問を最後まで聞き終わってからお答えください。

なお、本委員会の調査機関が組合発足の平成11年からと非常に長期にわたる調査を行いましたので、それぞれ期間を区切って調査をさせていただきました。調査機関ごとに調査に当たられました委員の方に諸尋問をしていただき、その後、各委員から補足質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、これから具体的に質問させていただきますが、証人に申し上げますが、補佐人への助言は法的な助言を許可させていただきますので、相談の際には委員長の許可を得てからよろしくをお願いいたします。

○委員長（西口雪夫君）

それでは、佐藤稔也氏への質問をさせていただきますが、まず初めに私のほうから1点質問させていただきたいと思っております。

今回の百条委員会の調査資料の請求する中に、当時の川崎製鉄から組合提出されました年間経費内訳書、あるいは機種選定小委員会に提出されました資料と実際稼働しましてからの数値がかなり離れているということで、当時の年間経費内訳書とかそういう資料の基になったものの提出をお願いしたんですけれども、JFEのほうから、作成から既に10年近く経過しているので、散逸あるいは存在していないため、提出不可能ですということで出していただけませんでした。そこで、まず当時の資料について幾らか質問させていただきたいと思います。

書記、甲第1号証の2を提示ください。

(証人へ甲第1号証の2を提示)

○委員長（西口雪夫君）

甲第1号証の2ですね。1ページ。これは当時、川崎製鉄所からこちらの委員会のほうに、組合のほうに提出された資料でございますけれども。

「地球が望む、人の未来をかたちに。川鉄サーモセレクト方式」とございますね。（「はい」の声あり）真ん中のほうに、「川崎製鉄ではこれまでの製鉄技術の活用によるガス化溶融技術の開発を手掛けるとともに、内外の先進技術についてもさまざまな調査、研究を進めてきました。そうした中、すべての面でもっとも優れていると判断したのが、スイスのサーモセレクト社のガス化溶融技術でした。その世界最先端技術を導入し、「川鉄サーモセレクト方式」として次世代型の廃棄物処理プラントを誕生させました。」これは間違いございませんね。

○証人（佐藤稔也君）

私の経歴的に、私は川鉄サーモセレクトを導入したことは担当しておりませんので。

○委員長（西口雪夫君）

その前のことですね。

○証人（佐藤稔也君）

はい。したがって、そのパンフレットに関してはコメントできません。

○委員長（西口雪夫君）

はい、わかりました。では、続けさせてもらいます。

もう1つ、これも当時の資料だと思いますけれども、一応お聞きいただきたいと思います。

甲第1号証の3の8ページを見てください。甲第1号証の3の8ページです。書記、ちょっと提示をしてください。

(証人へ甲第1号証の3を提示)

○委員長（西口雪夫君）

21世紀のガスエンジンの写真があります。そこの真ん中の下をちょっと示します。

「21世紀へ、クリーンな精製合成ガスによる発電システム。」とありまして、「川崎サーモセレクト方式で回収されたガスは、クリーンで大きなカロリーをもつことから、効率よく電力を造ることができます。発電効率の高いガスエンジンを使つての発電システムは、すでにイタリアで長期間の稼働実績があります。」とありまして、その下に写真がございますけれども、この写真はどこの写真かご存知ですか。

○証人（佐藤稔也君）

申しわけございませんが、わかりません。

○委員長（西口雪夫君）

はい、わかりました。

では、続きまして、この資料の中の甲第1号証の4の3ページをちょっと見ていただけますか。4の3ページです。サーモセレクト方式開発の歴史でございます。

この中に、サーモセレクト方式の開発の歴史とありまして、1989年サーモセレクト社において開発の着手がございますね。一番上ですね。わかりますか。

○証人（佐藤稔也君）

わかります。

○委員長（西口雪夫君）

1つあげまして、1992年3月、実証プラント主要設備完成とありますね。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

1つあげまして、1993年11月、1.2MWガスエンジンの試験を含む12カ月7,500時間のテストを完了し、廃棄物5,500tを処理とありますね。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

あとちょっと下りまして、1997年11月、川崎製鉄へのサーモセレクト技術供与契約を締結とあります。その1つあげまして、1998年10月、川崎製鉄が三菱マテリアルへサブライセンス供与契約を締結とあります。この三菱マテリアルへのサブライセンス供与契約を少し詳しく説明できません

か。

○証人（佐藤稔也君）

範疇としては営業の範疇だと思うんですが、要はサーモセレクトという処理方式を三菱マテリアルさんに販売するというライセンスだと思います。国内でのサブライセンスであろうと思います。

○委員長（西口雪夫君）

ここの三菱マテリアルさんが建設された施設はご存じですか。

○証人（佐藤稔也君）

それは知っています。

○委員長（西口雪夫君）

どこか。

○証人（佐藤稔也君）

青森のむつ市。

○委員長（西口雪夫君）

青森県むつ市の下北環境組合ですね。ここが試験運転中の平成14年11月2日に爆発事故を起こしていますけど、その状況はご存じですか。

○証人（佐藤稔也君）

それは資料で知っています。

○委員長（西口雪夫君）

この時期がちょうどちの入札があったのが平成14年10月30日なんですね。そして、おたくと契約を結んだのが11月7日なんです。この情報は組合に流されましたか。

○証人（佐藤稔也君）

組合さんにご説明したことを、私がしたのではないんですが、担当の者がしたことを記憶しております。

○委員長（西口雪夫君）

その下にですね、後でまたお聞きしますが、1993年3月、カールスルーエのプラント稼働とありますね。カールスルーエはご存じですね。

○証人（佐藤稔也君）

カールスルーエに行ったことはございません。

○委員長（西口雪夫君）

はい。ただ、カールスルーエがドイツに稼働したというのはご存じですね。

○証人（佐藤稔也君）

情報として知っています。

○委員長（西口雪夫君）

そのもう1つ、4ページをちょっと見てください。隣のページですね。サ

一モセレクト設備の受注状況とございますね。1番にカールスルーエ、240 t、3ライン、1993年稼働とあります。その下の千葉が150 t、2ラインですね。1999年8月稼働予定とございます。その下に、アン斯巴ッハ、240 t、1ライン、2000年春稼働予定とございます。そして、多分これはスイスでしょうね。テチーノ、240 tの2ライン、2001年稼働予定とございますね。その下にヘルテン、240 t、3ライン、環境関する承認待ちですね。次がハーナウで150 t 2ライン、これも環境に関する承認待ちとありますけれども、これの今の稼働状況はご存知ですか。

○証人（佐藤稔也君）

着工してやめたものと計画で停止したものがその4つだと思います。

○委員長（西口雪夫君）

ハーナウもヘルテンも稼働していないんですけど、私はヘルテンの情報を知らないんですけども。

○証人（佐藤稔也君）

申しわけないけど、それを私はフォローしていません。

○委員長（西口雪夫君）

はい。実はこれに関する記事がちょっと載っておるんですけども、1999年3月の試験運転直後、熱交換器などでまず事故が発生したと。その結果、十分な運転能力が発揮できなかったといいます。そして最大の事故が99年12月、2,000℃という超高温を出す溶融炉部分で起きました。炉壁の耐火レンガが広い面積にわたって崩落したのです。この部分は16,000時間もつように設計されていたのですが、6,000時間も経たぬうち、この事故に見舞われたのです。カールスルーエ市広報などによりますと、鋼鉄で覆われた反応炉の底にもひび割れが起きてそれを交換しておりますと。

2001年2月、カールスルーエ郡政府から条件つきで操業許可がおりましたが、トラブルの波紋は予想外に大きいものでありましたと。1つは、2000年9月、サーモセレクト炉を導入する予定だったスイス、テチーノ州政府が交渉を拒否すると公式発表したと。これは事実上のキャンセルでしたとあります。

その前月には、フランクフルト行政裁判所からドイツ、ハナウ市に建設予定されていたサーモセレクトプラントの認可を差し止めると。さらにアン斯巴ッハ市でもサーモセレクトとの契約破棄が2001年6月25日に決定しました。とあるんですね。ですから、ほとんどこれは余り稼働していないみたいなんですけれども、このドイツの事故は組合への報告はされていますか。

○証人（佐藤稔也君）

私はしていません。

○委員長（西口雪夫君）

どなたかされましたか。

○証人（佐藤稔也君）

記憶にないです。

○委員長（西口雪夫君）

記憶にないですか。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

これは非常に大事な時期で、これは平成13年、12年ですね。契約する前でして、こういう情報がやはり組合として欲しかったなと思っているんですけども、事務局はこの事故に対してはメーカーに相談をしたと言っているんですけども、どなたか相談に行きませんでしたか。

○証人（佐藤稔也君）

再度申し上げますけど、私がサーモセレクトと干渉しているというか仕事を始めていますのは平成14年以降ですから、この事実についても私では答えることができません。

○委員長（西口雪夫君）

はい。最初私がお聞きしたのはすみませんでした。この施設に関しまして、係わりをちょっとまず説明をしていただけますか。すみません。

○証人（佐藤稔也君）

この施設が平成14年に入札で川崎製鉄が落札させていただきまして、それで人を集めると、建設のメンバーを集めるところで私が呼ばれました。それまでは、私はサーモセレクトの開発等はやっておりませんで、ごみ焼却炉、それから固形燃料、灰溶融炉、そういった仕事のほうの設計建設のほうをやっていましたので、今のご質問についてはちょっとお答えできる立場にございません。

○委員長（西口雪夫君）

はい、わかりました。川崎製鉄と日本鋼管が合併しておりますけど、どちらのほうから。

○証人（佐藤稔也君）

私は川崎製鉄です。

○委員長（西口雪夫君）

川崎製鉄、はい、わかりました。

それでは、後でまた私の質問をしますけれども、松永委員のほうからちょっとまた質問お願いします。

○委員（松永隆志君）

どうも、松永でございます。

○証人（佐藤稔也君）

よろしく申し上げます。

○委員（松永隆志君）

遠路来ていただきまして、やっぱり時間を無駄にしないようにたくさん聞かせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員（松永隆志君）

今、委員長のほうからご質問いたしましたけれども、この施設の係わりは契約以降、そしていつまで。

○証人（佐藤稔也君）

私にこれに係わったのは建設時期でございまして、その後、運転に入った後は運転のメンバーがやっておりますので、オブザーバーとしての立場しかとっておりません。

○委員（松永隆志君）

そしたらば、主に建設途中ですので、私が特にお聞きしたいのが、覚書とか変更覚書のその辺の協議過程、それには当然加わっておられたわけですね。

○証人（佐藤稔也君）

営業のサポートとして携わっています。

○委員（松永隆志君）

その折に、私も初めてお会いしますが、よくお名前だけは何回も書類で見えておまして、佐藤さんと、あとよく出てこられたのが久野さんですね。その久野さんとのご関係というのはどういうふうになっていますか。

○証人（佐藤稔也君）

久野は九州支店の営業担当でございまして、建設の2年目ぐらいに、九州担当ですから、営業ですから、ここに来て営業絡みの仕事をやっていたということでございます。

○委員（松永隆志君）

そしたら、久野さんは営業関係の方で、そして佐藤さんはガス化溶融炉じゃないけれども、技術的なあれで参加されたというふうなことですな。

○証人（佐藤稔也君）

そうですね。

○委員（松永隆志君）

組合との接触の中では、このお二人がやっぱりその時期としては一番お名

前が出てきますもんで、その時期に接触された主な方は佐藤さんと久野さんという理解でよろしゅうございますですね。ほかにももちろんおられるかと思えますけどね。

○証人（佐藤稔也君）

数え上げれば相当おられると思えますけど。

○委員（松永隆志君）

そのお二人は特に今回もお呼びして、また久野さんにもたくさん聞かんといかんなど思っておりますので、よろしくをお願いします。

まず、甲第3号証をちょっとご提示お願いいたします。

○委員長（西口雪夫君）

甲第3号証、提示をお願いします。

（証人へ甲第3号証を提示）

○委員（松永隆志君）

この甲第3号証というのをご説明しますと、これはそこにありますように、発注仕様書ですね。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員（松永隆志君）

この施設というのは、何も機械を買ってきてするというわけはいきませんので、こういうふうなごみ焼却施設で、その当時としては珍しいというか、余りなかったんですけど、性能発注方式をとつとらず。その辺はご存じだと思うんですけれども。

そして、この発注仕様書というのは、言ってみれば造ってもらう側、施主ですたいね。こっちからお願いして、どこかのメーカーに。そのときに、こういうふうな機能を持ったものを造っていただきたいですよというのがこの性能発注書だと思うんですけれども、一般的理解としてはそういうことよろしいですかね。

○証人（佐藤稔也君）

環境省の仕事は基本的にはすべて性能発注です。従って、この発注仕様書も性能発注の仕様書だと理解しています。

○委員（松永隆志君）

はい。そして、その3ページをちょっとご覧いただきたいと思えます。

3ページの計画主要目というのがございますね。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員（松永隆志君）

これが、組合が当施設建設の性能発注を行う前提の内容というものを示してございます。そして、3ページに処理能力ということで、公称能力、指定されたごみ質の範囲内で24時間当たり300tの処理能力を有する。これは指定されたごみ質の範囲で、ごみ質は後で次のページに書いてありますけれども、24時間で大体300t処理できる施設が欲しいということで書いてあるというのは間違いございませんですね。

○証人（佐藤稔也君）

ええ、そうです。

○委員（松永隆志君）

公称というのは、指定された範囲内というのが、次ございますけれども、4ページに、ここでは扱うごみといたら一般家庭から出る一般廃棄物ですよ。ですので、ごみ質も色々あろうかということで、それでそのごみ質が大体1,100kcalから2,800、まあ、真ん中として大体基準としては2,000ぐらいですよ。これは一応調査の元に出してあるわけですよ。これは見られておかしくも何もない書類だと思うんですけど、この辺はわかられると思うんですけど。

○証人（佐藤稔也君）

組合様がこの施設を造りたいというときの条件として……（「出したもの……」の声あり）ごみ質はこれで検討してくださいと……（「そうですね」の声あり）言われる条件だと思います。

○委員（松永隆志君）

はい。そして、300tの根拠というのがちょうど戻りまして3ページのところにありますけれども、221t、これは平成21年、この地域全体を見ていきますと、この組合が背負っておる範囲で、21年ぐらいの予測で大体日量221tぐらいのごみが出てくるだろう。それを365日掛けていきますと、80,665t。ですので、ひっきりなしに処理するならば221tで365日処理が出てくる。それを今度は処理施設は当然そんな毎日動かすわけではなく、休みも点検の日も要るからということで、そこに計算式があって、余裕を持たせて稼働率とか何かで大体300tというふうな計算を出しているわけなんですけど、この辺は技術的に詳しいところはこのくらいだろうと、この辺はご理解いただけるとと思います。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員（松永隆志君）

そしたら、甲第4号証をちょっと提示お願いします。

○委員長（西口雪夫君）

甲第4号証をお願いします。

(証人へ甲第4号証を提示)

○委員（松永隆志君）

これが入札指名業者への応札条件ということで、これも佐藤証人が実際に担当されたのは落札後ということで、あれですけれども、当然担当するに当たってはこういうのが入札の応札条件ということで、当然ご存じだったかと思えますけれども、ここでは押さえているのが、大体この組合の経費というのもやっぱり市民の税金で賄っておりますので、結局余りコストが掛り過ぎても困るから、色々調べてこれぐらいの額で納まるようにということで出したのが指名業者への応札条件なんです。

ここの中で、用役費とかずっと1ページから2ページにかけて人件費もこのくらいです。そして、最後にここに、ごみ焼却施設の年間幾らかということ6億7,500万円、これで処理できるようにやってくださいと。そして、その下に、応札される場合はごみ焼却施設の年間平均経費が6億7,500万円以内に納まるよう経費の内訳書を提出してください。そして、以上提出される年間経費は保証事項となりますということで明記してここに書いてあるわけですね。

そして、その次の3ページをご覧くださいますと、以上の応札条件のすべてを満たすことができない場合は指名競争入札参加指名通知を取り消すこととします。ですので、当然ここに参加される方はそれだけの能力を持った施設、そして経費もこれだけで押さえますよという方が参加されるというのがこの入札の大前提だったわけです。その辺ご理解いただけると思うんですけど。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員（松永隆志君）

はい。そうしますと、甲第5号証、提示をお願いします。

○委員長（西口雪夫君）

年間経費内訳書の提示をお願いします。

(証人へ甲第5号証を提示)

○委員（松永隆志君）

年間経費内訳書ですね。これが、川崎製鉄大阪支社長さんのお名前でお出されております。そして、年間ごみ処理量としては80,665t。これは21年の先ほどの資料から来ている。それを具体的にこういう経費でできますよ、そしていちばん最後の合計が1t当たり7,271円という数字が出ています。それを80,665tでいきますと、ここにあっておりますように、

5億8,652万8,000円。これはこちらから6億7,500万円ぐらいで処理してくださいとしたのに、川鉄さんのほうから、自信持っておられたと思うんですけど、いやいやもっと安くこれぐらいでできますよということで出されたのがこの資料ですよね。

○証人（佐藤稔也君）

そのように聞いております。

○委員（松永隆志君）

これはもうまさしくそれで出してこられております。それを受けまして、応札条件のときにそれですぐに性能保証に関する覚書を結びましょうということで、性能保証に関する覚書を結んでおります。その覚書というのが甲第8号証というのを提示してください。

○委員長（西口雪夫君）

書記、甲第8号証、性能保証に関する覚書の提示をお願いします。

（証人へ甲第8号証を提示）

○委員（松永隆志君）

今、一連の流れをちょっとおさらいしているだけでございますので、この性能保証に関する覚書を見ていきますと、この実際の3ページに、経費については金額で押さえてございます。3ページの一番上の用役費ということで、本施設の用役費その他含めての総額を年間平均5億8,700万円とします。これは言ってみれば、こちらが応札の条件で提示したのが6億7,500万円でしたか、それに対してそちらの応札条件に対して年間経費内訳書と出されたのが5億8,700万円、そちらが自信持ってそのくらいできますということで、ここを出されて覚書の中に記されていると思うんです。ここまでは書類の流れですので、間違いございませんね。

○証人（佐藤稔也君）

若干、追記させていただきますと、私が知っている事実としては、まず甲第5号証ですか、4号か。

○委員（松永隆志君）

6億7,500万円。

○証人（佐藤稔也君）

組合様としては6億何がしですよ、以下にしなさいよと言われておるんで、営業として6億何がしに持っていくかというのは、そういうことを聞いたことはございます。だから、決してだれだって6億円以下でいいよと言われてたら6億円で持っていくんだらうと思いますが、どういう理由か知りませんが、5億円で出しているということ、それは事実です。

○委員長（西口雪夫君）

私もその辺についてはちょっと、やっぱり川崎製鉄さんとしても性能や何かに自信を持っておられたんだなど。実際6億7,500万円以内での経費でいいですよと出しているのに、それよりか1億円ぐらい下回るそれでできますよと。これは入札の時安く出したからといって有利になるというもので何でもないんですよ。

○証人（佐藤稔也君）

思います。

○委員（松永隆志君）

それで出されたということは、やっぱりそれだけこの性能というのをこれぐらいでも十分できるという自信を持って出しておられるんだなど、そういう気がいたしております。

○証人（佐藤稔也君）

ただ、もう1つ、この内訳書というのは、今、言われた応札条件とペアですよね。

○委員（松永隆志君）

はい。

○証人（佐藤稔也君）

という認識でよろしいですかね。

○委員（松永隆志君）

はい、そうです。応札条件とペアであって、そして性能保証に関する覚書のところ、甲第8号証、今、ご覧になってわかりますように、ここの後に最後になお書きとして「可及的速やかに実施設計の内容を踏まえて本覚書の項目、内容を追加、修正後、性能保証に関する覚書の変更を締結するものとする。」だから、またこれは具体的にメーカーさんとしても実際に十分な実績を行っていないから、そういうものに従って、この中身というものについては変更を行いましょうということが記されているわけですよ、この覚書。

○証人（佐藤稔也君）

この文言はそうです。

○委員（松永隆志君）

はい。そして、覚書は今まで流れを引き継いでやってきた。

そして、次に、そちらから出されている甲第9号証をちょっとご提示お願いします。

○委員長（西口雪夫君）

実施設計図書、提示をお願いします。

（証人へ甲第9号証を提示）

○委員（松永隆志君）

これこそまさにJFEエンジニアリング株式会社ということで、この施設に対してはこういうふうな建設を行いますということを細かに記してあるものでございます。これも間違いなくこの辺について一番お詳しいんじゃないかと思っております。

これを見ていきますと、1の2の1というところがございます。ちょっと見ていただきます。

○委員長（西口雪夫君）

書記、提示をお願いします。

（証人へ甲第9号証の1の2の1を提示）

○証人（佐藤稔也君）

わかりますよ。

○委員（松永隆志君）

この辺になりますと、発注仕様書を受けて、この施設は、公称能力300t、24時間処理能力を有するものとします。そして、ごみ質についても、ここに挙げているように低質1、100から2、800までいけます。そして、1炉100tの3炉で炉数もやりますということが書いてあるわけですね。これに従ってずっと実際の施工がなされたというふうに思うわけですが、その辺も間違いございませんね。

○証人（佐藤稔也君）

そうです。

○委員（松永隆志君）

そしたら、基本的にこの炉というのは、1日当たり1炉100tの300tが処理できる。それはもう十分できるというふうなもので、そして経費的にも、先ほどありましたように、年間5億8,700万円ですか、それで十分できるということで川崎製鉄さんとしては、JFEとなっていますけれども、もう自信持ってそこでいけますよということでおっしゃられているということですよ。

○証人（佐藤稔也君）

もう一度述べますと、経費内訳書、これは私が作ったわけではないんですが、ここで明示していますのは、基準ごみで80,000tをやったときにこの値段でやりますということしか書いていないと思うんですが。当然ごみというのは低いところから高いところまでございます。それは何もここについては触れておりません。

○委員（松永隆志君）

ごみというのは、言われるように当然幅があるものですよ。もう私も言われるところはわかります。だから、経費が違ってくることもありますよ。だ

から、その辺で処理計画があってもということで、覚書にも後ろを見ていきますと、先ほどの用役費5億8,700万円以内とするということの次に、やっぱりごみ質の変動や何かあるから20%上限増加を認めましょうと。そのくらいの範囲内でやりましょうということで記してあるわけですね。

○証人（佐藤稔也君）

そういうわけではないと思います。この実施設計図書でも2の3の8でしたか。当然ごみ質によって、例えば使う燃料なんかは変わりますから、それはお認めになったうえで組合さんとも契約をしているんだというふうに私は理解しております。

○委員（松永隆志君）

そしたら、まだ2の3の8、ちょうどここもお伺いしようと思いましたが、ここには金額的なことを明示していないわけですね。用役収支として量で押さえてあるわけですね。結局、量ならわかるんですよ。だから、覚書から変更覚書に替わる時に、何を基に替えるかといったら、実施設計図書に書いてあるのが金額じゃなくて用役費の欄については量で押さえてある。量を示してある。だから、量に置きかえてやりましょうということで変更覚書の内容というのは量で押さえたということで間違いございませんでしょう。

○証人（佐藤稔也君）

変更覚書の用役に対しては量で押さえましょうという理解でよろしいと思います。

○委員（松永隆志君）

はい。基本的なところでちょっと認識の差があるのが、応札条件というので示しております6億7,500万円というのは、私だけじゃなくて後からほかにも質問あると思いますけれども、これについてはこの条件というのが前提条件があるということを言われましたけど、それはどこに書いてあるんですか。契約の中にそういうことが盛り込まれてたんですか。

○証人（佐藤稔也君）

これは申しわけないですけど、私も入札後でしか携わっていませんが、この指名応札条件を見る限りは、この内訳書を持ってきてくださいと、この説明をしてくださいということの中で、私どもは基準ごみで80,000tのときの値段ですよという説明をしているわけですね。

○委員（松永隆志君）

それは、佐藤証人がされたわけですか。

○証人（佐藤稔也君）

いや、すみません。私はそのとき携わっていないんですが、

○委員（松永隆志君）

そしたら、どなたがされたというふうにお思いですか。

○証人（佐藤稔也君）

いや、それは私はだれかわかりません。ただ、そういういきさつであるという事は後々見れば理解できます。

○委員長（西口雪夫君）

そのときに会議に出られた方はお名前ご存じないんですか。

○証人（佐藤稔也君）

ありません。

○委員（松永隆志君）

そしたら、やっぱりその方にちょっと詳しくお聞きしないとですね。

しかし、契約のその当時、久野さんが実際の営業担当ということだったので、久野さんにもその辺はやっぱりお伺いしようと思うんですけど、久野さんなら、その辺だれか詳しいでしょうかね。

○証人（佐藤稔也君）

久野も受注後しかわかりませんから。しかも、建設の途中ですから私と似たようなものだと思います。

○委員（松永隆志君）

そしたら、だれが言ったのかもわからない。そして、文章的にもどこも書いていないけれども説明したと言われるということですね。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

説明をお聞きになられたんですか。

○証人（佐藤稔也君）

持って行ったということを僕は、要はその当時の営業です。

○委員（松永隆志君）

持って行った書類とか何かに、年間経費内訳書の甲第5号証を見ても、これがそういうことだという説明というのをされたということですけども、どこをどう見ればそう見えるんですか。

○証人（佐藤稔也君）

前提条件をちゃんと書いているということです。

○委員（松永隆志君）

これは、そしたら言われているところは年間のごみ処理量80,665tならということですか。

○証人（佐藤稔也君）

はい、そうです。しかも、基準ごみが続くならば、この値段でやりますということを書いています。

○委員長（西口雪夫君）

一般的にですね、すみません。私がちょっと言うね。2,000kcalで、もしおたくの技術をもってしても年間80,665tというのは可能ですか。

○証人（佐藤稔也君）

ちょっともう一度言ってください。

○委員長（西口雪夫君）

今、おたくたちが、後でこちらが言いますけど、一点保証の中で結局80,665tより1tでも多かったり少なかったり、罰則は適用されないということなんでしょう。

○証人（佐藤稔也君）

いや、そういう意味を言っているわけではございません。

○委員（松永隆志君）

言われるのは前提としてでしょう。

○証人（佐藤稔也君）

先生方が言われることと私は同じだと思うんですが、ごみなんて、例えばもう見られていると思いますが、クレーンでつかむごとに違います。当然、諫早市のこの地区のごみ、島原市のこの地区のごみ、全部違うわけですね。だから、当然そういう中でごみのカロリーというのは変わる。ですが、入札で条件を差し上げているのは基準ごみという、いただいている仕様書の中で幾らだということの理解だと思います。

○委員（松永隆志君）

わかりました。そしたら、80,665tで2,000kcalだったらこの経費ですよということが出された。（「そうです」の声あり）だから、ここでのコスト性能の保証と、そしたらば、川崎製鉄さんが自信持ってこれ以上の経費が掛らないよというような保証範囲というのはないんですか。

○証人（佐藤稔也君）

これ以上の経費は掛らないよというのは、それはごみに聞かないとわからないですよ。

○委員（松永隆志君）

そしたら、ごみ質が言われたように1,100から2,800という範囲の中でのごみ質ですよ。これについて保証されているんじゃないですか。

○証人（佐藤稔也君）

処理は保証しています。ただ、費用は保証しておりません。それは別物で

す。

○委員長（西口雪夫君）

では、その5億8,700万円は何なんですか。

○証人（佐藤稔也君）

もう一度言いますけど、基準ごみ2,000kcalのごみを80,000t処理したときの条件ですということだと思います。

○委員（松永隆志君）

そしたら、80,665tだって、その2,000kcalなら助燃剤であれば、カロリーというのは操作できますよね。

○証人（佐藤稔也君）

カロリーを操作、ごみをですか。

○委員（松永隆志君）

はい。ごみの前処理や何かで一定あれとか助燃剤とか何かすれば、カロリー操作というのはできますよね。

○証人（佐藤稔也君）

ちょっとすみません。理解ができなくて申しわけありません。

○委員（松永隆志君）

言い方を変えますと、川崎製鉄さんの技術では2,000kcalぴったりで80,665t処理というものがきっちりできるような能力を持っておられるんですか。ごみ質を均一にするという。

○証人（佐藤稔也君）

違います。これは計算ですから、2,000kcalのごみであればこの値段でやりますということだという理解です。当然、ごみのピットをのぞいていただいたらわかるように、日々つかむごみが違うわけですね。だから、この契約の条件のままでは成り立ちませんよということを私どもは常々、組合様と協議してまいった次第です。

○委員長（西口雪夫君）

それは、覚書を交わされるときからずっと話されているんですか。

○証人（佐藤稔也君）

そうです。

○委員長（西口雪夫君）

変更のときもですか。

○証人（佐藤稔也君）

それを反映したものが変更覚書です。当然ごみにはカロリーの変動があります。

○委員（松永隆志君）

そしたらば、お伺いしますけど、1, 100kcalだと、ここは3つのタイプを上げているわけですね。（「タイプは」の声あり）1, 100、2, 000、そして低質、基準、そして高質ごみ、そしたら、それぞれに処理経費が違いますよというメニュー表をもって提示されるべきだったと。

○証人（佐藤稔也君）

それは、過去の話なんで、そのメンバーに言わないといけないと思います。それを組合様もご請求されたかどうかというのは、私は今、わからないんですけど。

○委員（松永隆志君）

佐藤さんが実際その説明をされていないので、今、言われたのは佐藤さんのご理解だと思いますし、それは今、JFEのご主張どおりだと思うんですよ。しかし、実際に言ってみれば、造ってもらう側、お金出してお願いする側としては、そういう認識を持っていないわけですね。そういう説明したと言われるけど、説明するならば説明する側の証拠として、さっき言ったように年間経費というのはこういうごみ質ならこうですよというふうに、佐藤さんがというんじゃないですよ。その当時の担当者がもっとすべきだったでしょうねというふうなご意見ございますでしょうか。

○証人（佐藤稔也君）

それは、入札前に色々コンサルさん含めて調査されているはずですよ。その中で当然色んなごみで考えるべきなのが普通の立場だと、私は普通の人だったらそう考えると思いますが、私が見させていただいた資料の中では基準ごみだけで値段、いわゆるプライスの確認をしていますので、それはちょっと違いますねということだと思います。

○委員長（西口雪夫君）

すみませんね、発注仕様書で指定されたごみ質の範囲内で300t規定されたごみですね。1, 100、2, 800なんですね。実施設計書でもすべての指定されたごみの範囲内ですとされていますね。それはどういうことなんですか。

○証人（佐藤稔也君）

それはあくまでも建設の話であって、施設を運営する、いわゆる運転する費用とは別物ですよ。

○委員長（西口雪夫君）

では、最初の覚書で5億8,700万円を出していますね。それでちゃんと調印していますね。すべての経費を5億8,700万円、これはどういうことなんですか。

○証人（佐藤稔也君）

だから、もう一度申し上げますが、私どもは一貫して基準ごみ2, 000 k c a lのときの費用を計上しているわけですね。

○委員（松永隆志君）

わかりました。言われる主張はよくわかるんですけどね、それを組合の人たち、だれも理解させずに、その理解の差がここに至っているんでしょう。それはどちらが理解してもらう努力ばせんばと。

○証人（佐藤稔也君）

それが裁判になっているんだと思うんですけど。

○委員（松永隆志君）

だから、裁判が起こるようになった事実というのは、やっぱりこの機種をお薦めに来られた、こちらはこうです。ほかのメーカーさんも、新日鉄さんにしろ、ほかにもずっと来られた。そのときにうちはこういうふうなことで処理できますよと、この1点だけならというのがこうやって言われても、それはわからんわけですたいね。こういうふうなごみだったら幾ら、こういうふうなごみだったら幾ら、こういうふうなごみだったらこれぐらい経費が掛りますよというのが普通親切なセールスのやり方と思っています。

○証人（佐藤稔也君）

それは色々あると思います。私は、それは一般的な話をしてもわからないんですが、過去に戻れませんから。

○委員（松永隆志君）

だから、今のご感想としてはやっぱりそのとききちっとその当時の担当者は説明すべきだっただろうなとは思われるんですか。

○証人（佐藤稔也君）

逆に言うと、ちゃんと聞くべきだったんじゃないでしょうか。

○委員（松永隆志君）

そういうご主張、ご意見ということで、わかりました。

ただ、具体的にちょっと変更覚書……

○委員長（西口雪夫君）

松永委員、ちょっと。（「はい」の声あり）最初の覚書に2, 000 k c a l、80, 665 t、どこにありますかね。最初の甲第8号証、覚書です。甲第8号証に基準ごみ2, 000 k c a l、80, 665 tという数値はどこにありますかね。

○証人（佐藤稔也君）

覚書の最初には書いていないのは理解しています。

○委員長（西口雪夫君）

書いていないですね。

○証人（佐藤稔也君）

これは当初のこの入札の入札条件とセットですから、それとのセットです。

○委員長（西口雪夫君）

これは何も効果がないということなんですか、主張は。

○証人（佐藤稔也君）

そうです。

○委員長（西口雪夫君）

覚書ですか。

○証人（佐藤稔也君）

覚書ですけど、基本的にはここに数値を入れるということはやっていないということですよ。

○委員（松永隆志君）

そしたら、この5億8,700万円自体に、佐藤証人のご意見としては、これは何も意味がないということですよ。

○証人（佐藤稔也君）

意味がないというのはおかしいですけど、意味はあります。その基準ごみで80,000tを適正な運転でやったときの費用ですよということで意味がある。

○委員長（西口雪夫君）

すみませんね。これはあなたよりもっと上のかたもすべてそういう考えなんですか。会社の取締役さんとか社長もそういう考えなんですか。

○証人（佐藤稔也君）

それが裁判の趣旨と同じだと思います。

○委員長（西口雪夫君）

あ、そうですか。わかりました。

○委員（松永隆志君）

それで、こちらが裁判になっているのが、5億8,700万円が基準ごみ、低質だったら7億円とかね、そしてカロリーが高かったら4億8,000万円とか、そのくらいの範囲内なら、それはごみ質によつての増減があるでしょう。それから超えたら協議しましょうの範疇でしょうけれども、とんでもなく何倍にもなっているわけですよ。その辺についてどがん思う。

○証人（佐藤稔也君）

それは、とんでもなく何倍というか、計算上そうなっていますから、何倍という計算です。

○委員（松永隆志君）

後からその辺は詳しく質問する人がおりますけれども、それは計算上じゃ

なくて、実際お金が掛っているからこういう裁判が起こっているんですよ。

○証人（佐藤稔也君）

組合様のお立場としたらそういうことだと思うんですね。想定されてご予算をとられた金額よりも高いということで裁判を起こされたことだと思いますが、それはご予算をどうおとりになられるか。例えば基準ごみでとらずに低質ごみでとっておられれば、それは予算内ですから、要はどこに基準点を置くかということだと思います。

○委員（松永隆志君）

そしたら、低質ごみだったらお幾らですよという、さっき言ったメニュー表が、低質ごみなら幾ら、基準ごみなら幾ら、高質ごみなら幾らという、その経費のそういうものがあって初めてそれは組合もそういうことができるわけですよ。

○証人（佐藤稔也君）

それを含めて変更協議をしていたわけですから、変更覚書の中でそういう議論をしています。

○委員長（西口雪夫君）

また、ちょっとよか、戻りますね。応札条件をこちらが出していますね。もう一度戻ってみてください。

応札条件の甲第4号証かな。これの一番下に、これは6億7,500万円以内でしてくださいですね。そして、ここにも2,000kcal、80,665tと提示はありますか。

○証人（佐藤稔也君）

これは、要はこの前の色々なヒアリングをやっている中での延長だと思うんですよ。要は、申しわけない。ここで受注後しか見ていませんから、受注前の人に聞かないといけないかもしれませんが、そういう一連の中でこういう話をしているので、ここに書いていないからといって、我々はここに書いてあるわけですから、そのところでちゃんとこれじゃまずいですよというお話をされるべきだったと思います。

○委員長（西口雪夫君）

応札条件の中に6億7,500万円以内でしてくださいと。以上の応札条件のすべてを満たすことができない場合は、指名競争入札参加指名を取り消すこととしますとあるんですね。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

これができなくて、どうして参加されたんですか。

○証人（佐藤稔也君）

だから、逆に言うと、その後ろにちゃんと内訳書を説明してくださいねと書いて納得されて受け取られたのだと私は理解しています。

○委員長（西口雪夫君）

どこにですか。

○証人（佐藤稔也君）

その後ろに、経費内訳等の下にあります。私どもの営業がお持ちしているんですよ。それで、ご持参の上、説明をして受け取っていただいた書類が甲第5号証ですから、その基準ごみを80,000tですよということですから。

○委員（松永隆志君）

ということは、そのときの担当者の方が何か十分な説明もせず、それはそこから言うと十分聞かなかったからということかもしれませんけれども、これは普通の私どもの一般の一市民の立場から見ても、それはちょっと普通メーカーとか、物を買ったときのあれなんかはやっぱり説明書とか、これはこういうふうなことでなりますという、ちょっとそれは不親切なのかなと思いますけどね。そのときおられなかったのですね、何も言えませんが、やっぱりおられた方はどなたか教えてください。

○委員長（西口雪夫君）

これを担当された方はどなたかわかりませんか。引き継ぎをやっておるでしょう。

○委員（松永隆志君）

説明に来られた方。

○証人（佐藤稔也君）

ちょっと確認します。営業の者だったと思います。

○委員（松永隆志君）

特にわかるのは久野さんは営業だったから、その辺は十分わかる。

○証人（佐藤稔也君）

久野に聞いてみれば、もしかしたらわかりうるかもしれません。

○委員（松永隆志君）

久野さんは営業の立場でどういうふうな、そもそもそこで行き違いが起きているならば、やっぱりその方の説明のあれというのは十分お尋ねして十分その辺、確認させていただかんばいかなと思います。

そしたら、もう具体的に余り聞いてもあれなんですけれども、実際、性能保証に関する覚書というところでは、応札条件の後ろにあるような形だったので、もうその様式に従って覚書を結んだということですよ。

○証人（佐藤稔也君）

これは、私の記憶では、要は入札後、このルールではうまく運営できませんよと、当然今、ご説明したように、基準ごみもあれば、もっと低いごみもあれば高いごみもあるということで、これは成り立ちませんよということで、この説明を私どもは組合さんとしていきますので、入札後、結んだわけではございません。もっと後です。

○委員長（西口雪夫君）

覚書とか、変更が約十何回されていますね。そのときにこういった話は組合に対してされましたか。今のような話は。

○証人（佐藤稔也君）

それは十分に伝わったかというご質問かどうかなんでしょけど。

○委員長（西口雪夫君）

いいえ、伝わったかじゃなくて、言われましたか。説明されましたか。

○証人（佐藤稔也君）

しています。

○委員長（西口雪夫君）

していますね。組合にすれば、そういう話は一切なかったと受けているんですよ。

○証人（佐藤稔也君）

そのことは文言見ていただければ。

○委員長（西口雪夫君）

いやいや、結局それが変更覚書ですから。

○委員長（西口雪夫君）

打合せの途中に組合のほうに説明されましたか。口頭で説明されましたか。

○証人（佐藤稔也君）

口頭ですね。口頭プラス文書も何度もしていますが。

○委員長（西口雪夫君）

それで、そういう話を聞いて組合側は納得したんですか。

○証人（佐藤稔也君）

納得したから印鑑を押されたんだと思います。

○委員長（西口雪夫君）

はい、わかりました。

○委員（松永隆志君）

それで変更覚書の協議の中で、今、言われたような協議というのは、そこらはされたということですよ。その説明をした記憶がある。

○証人（佐藤稔也君）

協議はずっとしています。

○委員（松永隆志君）

はい。そしたら、組合のほうには一部記録が残っているんですよ。記録は色んな重要なことや何かの形での記録が残っているんですよ。そこのどこにもそういうふうな、言ってみれば処理経費、保証能力がどうのという、それでの変更、そんなことは一切書いていないんですよ。そんなことならば組合は残すはずなんですよ。

○証人（佐藤稔也君）

まあ、はずという議論にしかならないと思います。

○委員（松永隆志君）

そして、そしたらJFEにそういう記録を残しているのかとお伺いしましたら、記録ないといって協議の経過の記録不存在ということで返ってきたんですよ。ということは、今、言われているのは、佐藤証人は確かにそう説明した。そして、組合のほうはそんなことは聞いていないと、その辺のすれ違いがあっておるわけですよ。

○委員長（西口雪夫君）

書記、すみません。甲第30号証の3をちょっと提示してくれんかな。

（証人へ甲第30号証の3を提示）

○委員長（西口雪夫君）

ここに会議がずっとありますね。佐藤さん、久野さんとお2人は、ほとんど出席されております。平成15年9月17日から16年11月4日まで、最後は佐藤さんと久野さんが出席されて、あとも大概出席されていますね。これは会議の出席です。そして、この会議の中の何回目ぐらいにそういった説明をされましたか。

○証人（佐藤稔也君）

それはさすがに覚えていません。

○委員長（西口雪夫君）

じゃ、その後を見てください。その後ろをずっと。これは組合に残っておる会議録なんですよ。これに多分そういう話がされておれば残っておるはずなんで、ちょっと時間ありますので、そこを見てちょっと探してみてください。そういう文面があるかどうか。

○証人（佐藤稔也君）

これは1月28日の記録でしかないから。

○委員長（西口雪夫君）

いや、あとずっとあります。

○証人（佐藤稔也君）

あるんですか。

○委員長（西口雪夫君）

ずうっとちょっと見て、これくらいかなという覚えがあれば、ちょっとそこを提示してください。

○委員（松永隆志君）

休憩に入って、と思います。

○委員長（西口雪夫君）

じゃ、ちょっとここで休憩をとります。40分から会議を始めます。ちょっとしばらく見とってください。お願いします。

（午後2時28分 休憩）

（午後2時40分 再開）

○委員長（西口雪夫君）

休憩前に引き続きまして、委員会を再開いたします。

証人にもう一回お聞きします。この日程表をご覧くださいまして。

○補佐人（筋内隆道君）

すみません、先ほどの続きで、調べますと言っておりました応札条件の関係で、だれが担当者だったというところをちょっと今、確認しましたので。

○委員長（西口雪夫君）

じゃ、説明をお願いします。証人どうぞ。

○証人（佐藤稔也君）

今、確認をしましたら、営業の藤田という者が担当だったということでございます。

○委員長（西口雪夫君）

藤田さんお一人ですか。

○証人（佐藤稔也君）

1人ですね。

○委員長（西口雪夫君）

この方は今、仕事はどちらのほうに勤務されておりますか。

○証人（佐藤稔也君）

鶴見にいるはずです。

○委員長（西口雪夫君）

この方の当時の役職は。

○証人（佐藤稔也君）

すみません、わかりません。

○委員長（西口雪夫君）

川崎の出身の方ですか、日本鋼管ですか。

○証人（佐藤稔也君）

川崎製鉄です。

○委員長（西口雪夫君）

もちろん、川崎製鉄ですね。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

松永委員、質問はよかですか。

○委員長（西口雪夫君）

この日程を見ていただきますと、12回すべてに出席されていますね。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

その後のこの打合せ会議、これは組合のほうから提出いただいた当時の書類ですけれども、どこかにそういったあれが見受けられましたか。

○証人（佐藤稔也君）

15年9月17日から打合せをしているんですが、これは変更覚書と書いていますが、基本的には変更覚書と当初覚書を並行してやっていますから、特にどこにあるかと言われても、ちょっと私も記憶にないんですけど、ここでもう一度述べますけど、入札のときにいただいております当初覚書ですね。

○委員長（西口雪夫君）

はい。

○証人（佐藤稔也君）

これは、12月に結んだわけではないですよ。

○委員長（西口雪夫君）

いつ結ばれたんですか。

○証人（佐藤稔也君）

その後ですね。このどこかだと思います。

○委員長（西口雪夫君）

当初覚書には、平成14年12月2日で、日付も打って、印鑑を押してありますね。

○証人（佐藤稔也君）

日付を押していますね。

○委員長（西口雪夫君）

はい。

○証人（佐藤稔也君）

ただ、事実を申し上げますと、そうではなくて、この私どもは一貫して申し上げますが、基準ごみで80,000tという運転を覚書という形で、使える覚書として結ぶには無理があるので、ずうっとその協議をしてきているんですよ。

○委員長（西口雪夫君）

で、覚書の締結はいつですか。正式なあれは。

○証人（佐藤稔也君）

それで、変更覚書を結ぶころだと思います。

○委員長（西口雪夫君）

平成。

○証人（佐藤稔也君）

1年以上経っているとは思いますが。ちょっと記憶にないです。申しわけないですけど。

○委員長（西口雪夫君）

入札が平成14年の10月30日ですね。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

それで、すぐに契約が11月7日にあっていますね。

○証人（佐藤稔也君）

はい、そうですね。

○委員長（西口雪夫君）

契約ですね。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

その後に、これの応札条件、年間契約内訳書を基に協議されて、平成14年の12月2日に調印されたんじゃないですか。

○証人（佐藤稔也君）

そうではないです。元々私ども、もう一度言いますが。

○委員長（西口雪夫君）

あなたはそれにタッチされたんですか。当初の覚書にタッチされたんですか。

○証人（佐藤稔也君）

当初の覚書に立ち会っています。

○委員長（西口雪夫君）

立ち会っておられますね。

○証人（佐藤稔也君）

はい。だから、16年かちょっと、少なくとも。

○委員長（西口雪夫君）

14年ですよ。

○証人（佐藤稔也君）

ああ、15年。

○委員長（西口雪夫君）

あなたは15年じゃなかったですか、仕事、こちらに関係されたのは。違いますかね。14年からやったですかね。

○証人（佐藤稔也君）

14年の12月ぐらいですけれども。とった後ですから。少なくとも、14年ではありません。

もう一度言いますが、私どもはいかにしてごみ質が違うものを覚書として結んでいくのが、組合さんとの間で合理的なルールを作らないといけないとずっと思っていて、それをずうっとやっていたんです。（「委員長、証人のおられた期間を」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

証人が組合に携わった期間をもう一回お願いします。

○証人（佐藤稔也君）

平成14年の11月に入札があったと思うんですけど、その入札後。

○委員長（西口雪夫君）

入札は10月30日にやっています。

○証人（佐藤稔也君）

ああ、すみません。契約が11月…。

○委員長（西口雪夫君）

7日ですね。

○証人（佐藤稔也君）

7日ですか。

○委員長（西口雪夫君）

はい。

○証人（佐藤稔也君）

記憶で言ってしまうと、その契約後の11月の後半であろうと記憶しています。

○委員長（西口雪夫君）

じゃあ、11月の後半ですか。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員（町田康則君）

12月2日に契約しているんですよ。

○証人（佐藤稔也君）

いや、だから、これはバックデートしているので、実際には契約はしていません。

○委員長（西口雪夫君）

ちょっと待ってくださいね。覚書が8号やったかな。15年ですか。

○証人（佐藤稔也君）

15年か16年か、ちょっと私も記憶にありません。

○委員長（西口雪夫君）

すみませんね。これには川崎製鉄の大阪支社長の木原さんが印鑑を押していらっしやいますね。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

もうその16年度はもうJFEに合併されておるんじゃないですか。正式にJFEが合併されたのはいつですか。

○証人（佐藤稔也君）

すみません、いつかな。

○委員長（西口雪夫君）

15年ぐらいじゃないんですか。

○証人（佐藤稔也君）

15年ですが、少なくとも、私どもは12月にこの契約を結んだわけではありません。

○委員長（西口雪夫君）

言っているのはですね、JFEじゃないんですよ。JFEに合併されたのは15年じゃないですか。まだ15年の初めじゃないですか。4月じゃないですかね。

○証人（佐藤稔也君）

そうです。

○委員長（西口雪夫君）

川崎製鉄と日本鋼管が正式に合併されたのは、多分平成15年の4月ぐらいでしょう。私は日にちはわかりませんが、違いますか。それでしたら、ここにはJFEと印鑑を押してあるはずじゃないんですか。これは川崎製鉄

の大阪のものでしょう。

○証人（佐藤稔也君）

それは、今、こういうふうに打合せの中で名前が出ていますが、営業の奥村という者がその辺を担当していますので、それはそれでちょっと情報というか、とっていただければいいかと思うんですけど、私はこの覚書を書いたわけではないのですね。

○委員長（西口雪夫君）

今まで私たちもこちらの組合関係の証人尋問をずっとしてきたんですけども、この日にちが違っているのを今日初めて私も聞いて、びっくりしたんですね。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

それで、これがもし15年の後でしたら、さっき言いましたように、JFEの印鑑が押してあって、わざわざ変える必要はなかったんですよ。これが川崎製鉄やったけんが、もう一回変えんば権利があったんですね。その辺はどうですか。

○証人（佐藤稔也君）

いや、だから、もう一度言いますが、契約そのものは営業がやっていますので、JFEになった後、名前が違うじゃないかというお話ですが、単純にバグデートしているので、こういう名前になっているかと思います。

○委員長（西口雪夫君）

そんなことが普通ありますか、前の会社が。後ならわかりますよ。

○委員（松永隆志君）

そちらの会社でよくやられる手法だったわけですか。

○証人（佐藤稔也君）

やられる手法かと言われると、営業に聞かないと、私はちょっとわかりませんが。

○委員（松永隆志君）

そしたら、この書類はもうあれですたいね、この日付も何も、それをされたときは、この会社そのものも存在しない会社の印鑑ば使われてやられたということ。

○委員長（西口雪夫君）

すみません。弁護士さんと相談するなら、1回私にどういうことで相談されるか、言ってください。

○証人（佐藤稔也君）

相談する内容はですね、ちょっと私の口の利き方が法的に間違っていたらまずいので、ちょっと相談させてください。

○委員長（西口雪夫君）

法的なことですね。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

相談されるのは、法的にどういうことですか。

○証人（佐藤稔也君）

ええと。

○委員長（西口雪夫君）

補佐人に相談されるときは、法的に関係あることを相談してください。

○証人（佐藤稔也君）

はい。当然私はこの立場で、うそを言えない立場にいますので、間違った言い回しをしたり、法的に表現的にまずかったらいけないので、その確認をさせてください。

○委員長（西口雪夫君）

はい、どうぞ。それは結構です。

1つ証人に本当に注意していただきたいんですけども、虚偽の陳述をされますと、告訴されますので、その辺は注意して証言をお願いいたします。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

はい、どうぞ。

（証人と補佐人相談中）

○証人（佐藤稔也君）

ありがとうございました。

○委員長（西口雪夫君）

じゃ、松永委員。

○委員（松永隆志君）

そしたら、もう1回戻りますけれども、証人として、こちらの契約に携わって、どうも組合のほうが組合はどういう認識をしていたかといったら、日量300tで、基準ごみも含めて1,100kcalから2,800kcalのものが処理できる能力、それも年間経費として6億7,500万円と、そういうものでお願いしますよというふうに、そして入札をやったと思っ込んでいるわけですね。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員（松永隆志君）

そしたら、どうもそれは違いますよ。こっちの考えでは、そんなことは言っていないんだけど、どうも組合さんは誤解しておられると思われたわけでしょう。

○証人（佐藤稔也君）

そうです。

○委員（松永隆志君）

いつのころですか。もう来てすぐですか。

○証人（佐藤稔也君）

来てすぐです。私が担当して、その文書を読みながら、すぐそういう話かなというふうに思いました。

○委員（松永隆志君）

だから、言ってみれば、組合はそう思って発注をかけたということは理解されたわけですね。

○証人（佐藤稔也君）

そう思ってというかですね、もう一度最初から言いますと、入札の応札条件ですか、この前に、当然メーカーヒアリングだとか組合さんからのヒアリングのレターがありまして、その条件をいただいたものがここに書かれています基準ごみ2，000kcalで年間80，665tの処理をするということがずうっと与えられた条件なんですね。

○委員長（西口雪夫君）

こちらは発注仕様書で指定されたごみ質の範囲内で、1日300tの処理を有することとしているんですね。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

最初からこれを指定してきているんですよ。それで、応札条件でも、これもすべて性能保証なんですけれども、指定されたごみ質のすべての範囲について、24時間稼働で、1炉当たり計画処理を満足することとちゃんと述べているんですね。多分応札条件を見られて、参加されておるんじゃないですか。

○証人（佐藤稔也君）

もう一度言いますが、発注仕様書は施設を造るための仕様書です。応札条件というのは、その施設を動かすために幾ら要るんだということでございま

すから、全く同じ条件である必要はないと。

○委員長（西口雪夫君）

じゃあ、実施設計書に300t有します、それは何ですか。すべてのごみ質においてもしますよというふうな、それは何ですか。説明をお願いします。

○証人（佐藤稔也君）

すべてのごみ質において、300t処理をするということは、それは建設の保証事項です。

○委員（松永隆志君）

それはわかりました。当然頼んだ側というのは、それを処理していただけるもの、その経費は幾らですかということです。このくらいをお願いしますと、当然そういう出し方をするでしょう。

○証人（佐藤稔也君）

申しわけございませんが、そこを私は、するでしょうと言われても、そのときに私はいませんから。

○委員（松永隆志君）

おられなかったら、そのときの当事者であった営業担当の方は十分説明していなかったの。

○証人（佐藤稔也君）

それは。

○補佐人（箭内隆道君）

すみません。この留意事項に証人が経験していないことは聞かないですとか、そのようになっておりますので、今後ご注意いただいたほうがよろしいのではないのでしょうか。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。申しわけございません。

○委員長（西口雪夫君）

すみません、補佐人、許可を得てから発言をお願いします。

○補佐人（箭内隆道君）

はい。

○委員（松永隆志君）

そしたら、もう具体的に変更覚書の協議内容をちょっとお伺いしますけれども、覚書と変更覚書の相違点は何ですか。

○証人（佐藤稔也君）

覚書では、日々変動するごみをルールとして記述することができない、すなわち、ごみ質が変わる中でどういうふうにして用役なり費用を保障するかという問題を議論してきまして、その結果として作ったものが変更覚書で

す。

○委員長（西口雪夫君）

ちょっとすみません。補佐人に申し上げますけれども、委員長の許可なしに次にされたときは退席を願いますので。

○補佐人（箭内隆道君）

はい、了解いたしました。

○委員長（西口雪夫君）

お願いします。はい、どうぞ。

○委員（松永隆志君）

わかりました。そしたら、結局覚書の中では押さえていたのが、そちらからの年間経費内訳書であった5億8,700万円ですか、そういうことで明示してあって、金額はこれ以内と書いてあるのが、それが実際のところ、それじゃあ、難しいから量に置きかえたということですか。

○証人（佐藤稔也君）

難しいから量に置きかえたというのはですね、量に置きかえているのは用役です。難しいのは、用役を量に置きかえたというのは事実です。

○委員（松永隆志君）

そしたら、5億8,700万円の金額で、経費としてそれぐらいですよという押さえ方が実際の運転ではどうして難しいんだ。実際、量を使っても、最終的には金額に戻して精算せんばいかんわけですよ。

○証人（佐藤稔也君）

まさにそれが裁判の話だと思うんですけども、何で量と言われますと、例えば、電力ですか、これはこの組合様が余熱利用だとか、一括して受電していますから、そんなのを私どもがその電力を管理するわけにもいかないし、ガスだって、あのころは地元の業者さんを使ってよとか、そういう中で単価を決められても、私どもは単価で保障するということは無理ですから、そういう流れの中で量の保障となったと記憶しております。

○委員（松永隆志君）

そしたら、この協議の中で、もう10数回、20回近く行われたと思うんですけども、それにすべて参加されて、JFEからデータとか資料を提出されましたか。

○証人（佐藤稔也君）

データとか資料は、幾らかは間違いなく出していると思います。

○委員（松永隆志君）

それはどんなデータですか。記憶がございますか。

○証人（佐藤稔也君）

記憶にありますかというのは、あったのは、だから、このぐらいごみ質の悪いときはこうなりますよというのはお出しした記憶があります。

○委員（松永隆志君）

そしたら、先ほど私も質問しましたがけれども、例えば、ごみ質が1, 100 kcal だったら、これくらいの経費が掛るんですよというふうなデータとかなんかはそのときに提出されたんですか。

○証人（佐藤稔也君）

データというか、話をした記憶はあります。

○委員（松永隆志君）

話だけで、そういうデータは出さなかった。

○証人（佐藤稔也君）

そこまでちょっと覚えていません。

○委員（松永隆志君）

組合がそんな記憶は全然ないわけですから、はっきり言って、もう佐藤証人の記憶だけが頼りですのでですね、はっきり言って。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員（松永隆志君）

そして、記録でも残しておられたらあれなんですけど、残っている記録は、組合側の一部の記録だけなんですよ。

○証人（佐藤稔也君）

記録の結果が、結局、変更覚書ですから。

○委員（松永隆志君）

いや、その協議の経過というものが私は知りたいというだけで、その結果というのは先ほども一緒に、解釈の差なんですよね。

○委員長（西口雪夫君）

書記、すみませんね、書類提示をちょっとお願いします。先ほどの甲第30号証の3がありますね。その6ページをちょっと開いてください。

これは16年の7月28日の協議ですね。一番下のほうを見てください。

覚書本文4ページに保証及び瑕疵担保（4）性能保証に係る用役量、運転経費及び維持補修費の保証とありますね。一番下ですね。わかりますか。

○証人（佐藤稔也君）

すみません。もう1回お願いします。

○委員長（西口雪夫君）

一番下。（4）で性能保証、書記、提示をお願いします。6ページです。

（証人へ甲第30号証の3を提示）

○委員長（西口雪夫君）

性能保証に係る用役量、運転経費及び維持補修費の保証、これは元々は5億8,700万円やったですね、当初の覚書はですね。用役量、運転経費及び維持保証が5億8,700万円間違いありませんね。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

そして、今回がその3年間の総額を14億6,100万円とするとありますね。これは3で割ったら4億8,700万円ですね。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

間違いなく4億8,700万円になります。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

それと、結局これはあれですか。その後の8ページをちょっと見てください。8ページの一番上です。「当初の」とあります。次の次のページです。一番上。「当初の5億8,700万円から14億6,100万円に変更されているので、変更した内容を説明しないとイケない」とありますね。これをふっと見たときに、5億8,700万円から4億8,700万円に1億円減額されたんじゃないかなと、間違うような金額なんですね。結局、3年間の運転経費及び維持補修費の保証がですね。

そして、これは元々この辺の協議はどうされましたか。参加されていますから、一番大事なところと思うんですね。5億8,700万円から14億6,100万円に変更されていますから、その辺の覚えはあるでしょう。その辺は、組合のほうにはどう説明されましたか。

これは、最初の6ページを見れば、何かすべてが5億8,700万円が4億8,700万円に変えられたような印象を持つ分なんですね。ここに用役量と入っているんですよ。用役量、運転経費及び維持補修費の保証、その3年間の総額が14億6,100万円なんですね。変更後やけんが、運転用役費が消えて、用役量と、またそれは別なんですよ。そして、運転経費維持補修費だけで3年間の14億6,100万円以内としますとあるんです。この辺の説明をちょっとお願いします。

○証人（佐藤稔也君）

私の記憶で申し上げますと、3年間の契約にしたということは、要は、維

持補修という機器の設備のメンテナンスがこれはどうしても年間でばらつき
ますよという話がありますので、それを吸収すべく3年契約にしましょうと
いうことだったと記憶しております。

○委員（松永隆志君）

そしたら、その後に「ただし、ごみ質及びごみ処理量の変動並びに予定外
の維持補修において、甲が必要と認めた場合には20%相当額の増額を上限
として認めるものとする」と、この条項ですね。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員（松永隆志君）

これは何のためにつけてあるんですか。当然変動とかなんかを想定してい
るんですよね。

○証人（佐藤稔也君）

20%変動というのは、20%上限ですか。

○委員（松永隆志君）

はい。

○証人（佐藤稔也君）

20%は、元々入札のときについていた20%をそのまま引きずっている
んだと思うんですけれども、私は30%でも40%でも、それはあれなんで
しょうけど、20%のものがそのままずっと残ってきているという記憶です。

○委員（松永隆志君）

ということは、経費に対する考え方というものの基本は、そもそものそち
らの5億8,700万円、そしてそれは経費変動があるから、20%のあれ
は当然出るでしょう。それは固定じゃなかったからというので決められたと
いうことじゃないんですか。

だから、さっき言われた2,000kcalで80,665t、そのみ
がその経費の対象ならば、20%が増減したりしたときの幅というのはもう
何もとる必要がないわけですよ。

○証人（佐藤稔也君）

20%は、組合さんが認めていただける、例えば、私どもに非がないよう
な設備の修繕とか、あるいはこのごみを処理するのは大変ですよというよう
な不適合物が来たときに余分な費用が掛りますから、そういったものを組上に
載せていただくための20%だったと記憶しています。

○委員（松永隆志君）

ということは、よくわかられておるのは、組合がどんな感じでこの施設を
発注したかというのは、先ほどの話に戻りますけれども、日量300tで基

準ごみも含めて1, 100kcalから2, 800kcalのごみを処理してください、その経費は年間6億7, 500万円か、その経費内でお願いします、そして変動も20%増加しても、その範囲内でおさまるようにお願いしますというのが組合の考え方だったというのはご理解いただけますね。

○証人（佐藤稔也君）

すみません。もう一度言いますが、私はそのときに担当していませんので、申しわけございません。

○委員（松永隆志君）

担当されずに、もうその後おかしいと思って、ご説明されるに当たっては、当然組合がそう考えているんだろうなということは思われたと思うんですよ。

○証人（佐藤稔也君）

それは表現の仕方がちょっとわからないんですけど。

○委員（松永隆志君）

そしたら、組合にさっきの考え方の違いをどう説明しようとされたんですか。説明もなしに、こういう条項を盛り込む、それを前提とするこの文言で、これですべて解決したというふうに証人は思われたわけですか。そしたら、結果として理解したから、印鑑を打ったんでしょう。今の言い方はそうだった。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員（松永隆志君）

そういうことですか。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員（松永隆志君）

そしたら、証人としては説明をされたというご主張をずっと続けておられますけれども、そしたら、久野さんもご一緒だったので、久野さんもそういう証言を恐らくしていただけるものと思いますけれども、その辺が全然組合とですね、組合は全然聞いていない。それならば、なぜこの20%という、先ほど言ったような形で組合は理解しているから、この20%も含めて入れているわけですよ。経費が20%増加したときは、その辺までは、そりゃ、もう日常増えるのは当たり前でしょうと、そんな一定じゃないから、そう思って契約、そもそも発注も考えていたというところなんですよ。

それはご理解いただけないということでしょうから、次に移りますけれども、その後、実際に完成後、トラブルがずうっと起こっているわけですよ。日量300tというのが順調にできたかどうか。その前に、引渡性能試験報

告書という甲第11号証がありますので。

○委員長（西口雪夫君）

書記、甲第11号証、引渡性能試験報告書をちょっとお願いします。

（証人へ甲第11号証を提示）

○委員（松永隆志君）

これの1ページを見ていただきますと、ごみ処理能力というのは、ここに発注仕様書記載事項ということで書いてあります。そして、指定されたごみ質すべての範囲について、24時間稼働で、1炉当たり計画処理量を満足することということで、それはもう計画処理量を満足しましたということで書いて、合格、合格ときております。そして、一番下に、試験運転期間中のごみ処理量7,660tに対し、実ごみ処理量は8,027tとなり、計画を上回る処理を行いましたということで、その後も細かな説明がずっと続いております。

これは、このとおりだと思うんですけど、この報告書は見ておられると思うんですけども、このとおりで間違いございませんでしょうか。

○証人（佐藤稔也君）

はい、見ています。

○委員（松永隆志君）

ということは、私もこれを見たら、ああ、これはもう立派な施設で、処理能力が発揮できるんだらうなというふうに理解いたしておりましたら、その後、トラブルが起こって、全然処理能力が追いつかない。そのトラブルについてはどう思われますか。何が原因だったんですか。

○証人（佐藤稔也君）

私の立場は、運転に入ってからたまにしか来ていないので、詳細についてはちょっと語れませんが、少なくとも、あのときに間違いなく起こっていたことは、ろくでもないと言ったら申しわけないですけど、すごいごみが来て、そこには産廃だとか、もう委員の方は炉を見てくださっていると思いますが、溶かさないと出ていかないわけですね。そこに溶けないようなものをぼんと入れられちゃうと、やっぱり時間がかかっちゃうとか、そういう状況の中でのトラブルだと思いますので、私の記憶ではそういうことだったと思います。

○委員（松永隆志君）

ああ、わかりました。そしたら、そういうふうなごみというのが最初は持ってくる者も不慣れ、その前に量があったから、滞ったということですか。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員（松永隆志君）

そしたら、それを改善して、量的にちゃんとしたら、スムーズに動いたんですか。

○証人（佐藤稔也君）

建設の立場からいくと、やっぱり100%のものをぱっとできるかという
と、幾つかちょっと手直ししないといけないかもしれないというのが普通の
プラント建設にございますが、立ち上がっているんだと思います。

○委員（松永隆志君）

そしたら、立ち上がった時点では、色々不備があるけど、初期トラブル、
そういうものを改善していくために色んなことやったら、その処理能力を
発揮したというふうなことですか。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員（松永隆志君）

わかりました。

そしたら、まず細かなことはほかの委員が質問されると思いますけど、補
強工事というのをやっておられますね。

○証人（佐藤稔也君）

補強工事、はい。

○委員（松永隆志君）

その後、補強工事じゃ余り改善しなかったんで、ほとんどその処理能力
が上がってこなかったということで、改善改良工事をやられた。それが済ん
で、この処理施設も処理量としては、大体今も軌道に乗ってくるようになった
んですけれども、これらの工事というのは、素人考えですけど、補強とい
うのは足りないから補うわけですよ、補強ですから。

○証人（佐藤稔也君）

私の記憶では、補強項目というのは、ごみ量が一気に来て、これじゃあ、
90,000t来るとか80,665tだとか言いながら、わあとなった
その立ち上げの時期に量を増やすための施策がありませんかというふうに組
合様から意見をいただきまして、こういう対策をすれば、幾らかのごみの処
理量が増えますということでご提案したものです。

○委員（松永隆志君）

そしたら、補強工事というのは、その処理量を増やすために、そちらが提
案されたことだったわけですね。

○証人（佐藤稔也君）

はい。私どもが提案したのと、当然組合様がそれを認めてくださったので、

やりましょうということ。

○委員（松永隆志君）

それで、補強工事をやって、改良されたんですか。

○証人（佐藤稔也君）

改良というか、その効果というのは、あのときって、ごみが多くて、ずうっと施設を止めていないんですね。補強というのは間違いなく効果が出るんですが、通常のメンテナンスをしないと、それがやっぱりどこかがクリティカルになると、能力は出ないような姿になりますので、結果としては間違いなく、補強は役に立っています。

○委員（松永隆志君）

そしたら、その後に、今度は改善改良工事というのを行っておられんですね。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員（松永隆志君）

私は素人で、改善といったら、よくないものをよくしていくために改善ですね、改めてよくする。そして、改良といったら、改めてよくするというんだから、その改良前とかなんかはよくなかったからやるのが改善、改良でしょう。

○証人（佐藤稔也君）

よくなかったからというか。

○委員（松永隆志君）

そこら辺は、認識の差でね。

○証人（佐藤稔也君）

言葉のあやになっちゃいますけど。もう一度言いますが、そのタイミングでは、私はもう引き上げていますので、残念ながら、何を改善ということに対しては明確にちょっと答えられないですね。

○委員（松永隆志君）

わかりました。この辺についても、ほかの委員から質問があると思います。そして、今現在、どういう業務をされているんですか。

○証人（佐藤稔也君）

今は、私は、要は東北地区の震災ごみを焼却する、あるいは選別しながら、今、被災者の方々に対して何とか早く復興するんだということで、その施設を造っています。

○委員（松永隆志君）

それは、このサーモセレクトじゃないんですか。

○証人（佐藤稔也君）

サーモセレクトは建設に時間がかかりますから、そういう施設ではなくて、普通の焼却炉です。

○委員（松永隆志君）

その後、ここの施設が平成17年にサーモセレクト方式で全国に何カ所か造られましたね。何カ所だったのですかね。

○証人（佐藤稔也君）

私どもが携わったのは、ここを含めて4カ所です。

○委員（松永隆志君）

そしたら、JFEに変わられて、その後、これだけ最初のパンフにあったような処理能力のものができるような施設ならば、その後も順調に受注できていったんですか。

○証人（佐藤稔也君）

この施設は、委員ご存じのとおり、あの時期、まず平成13年というのはダイオキシンの問題が毎日のようにテレビで出ていまして、それを何とかしないといけないというのが国民の世論だったと思うんですよ。特に、諫早地区は農業の町ですから、そういうものに対して風評されないような施設であるし、それから、あとは例えば、処分場が要らないとか、そういうような特徴を持っている施設でございますが、それはお客様によっては、そこまでしなくていいよということもあれば、お客様のニーズによって変わっちゃいますので、ダイオキシンはそこまで下げなくていいよとか、色々条件があると思うんです。

○委員（松永隆志君）

それで、結果としてはどんなだったんですか。

○証人（佐藤稔也君）

今は、国内で6炉ぐらいですかね。

○委員（松永隆志君）

JFEが受け持っていて、実際に受注されたのが6炉ですか。

○証人（佐藤稔也君）

いや、サブライセンスを含めてということだと思いますけど。

○委員（松永隆志君）

そしたら、最後はいつですか。

○証人（佐藤稔也君）

最後はちょっと、何年ですかね、すみません。

○委員（松永隆志君）

もう記憶も定かじゃないくらい前なんですか。つい最近とかなんかはない

んですか。

○証人（佐藤稔也君）

少なくとも、つい最近は売れていません。ただ、引き合いはないかと言われると、ないことはないですよ。

○委員（松永隆志君）

そりゃ、引き合いがないことはないと思うんですよ。

○証人（佐藤稔也君）

ええ。

○委員（松永隆志君）

自治体で最終処分場が要らないとか、そして電力もあれる。私も町内のあれで、昔、ここの説明会を聞きにきたこともありました。夢のような炉で、ダイオキシンは出ないし、もうプラスチックでも何でもすべて処理して、それが電気はできるわ、普通そういうお話ならば、それはその後もどんどん売れて、次世代型の炉ということだったわけですよ。よその会社の方針にまで立ち入ってはいけませんけれども、なぜそれをその後、うちの炉ぐらいを最後にして、販売もやめられたんですか。このごろ見ましたら、ホームページでも紹介も何も載っていないというのは、何か問題があったんですか。

○証人（佐藤稔也君）

何か問題があったかと言われると、ちょっと推測で言うわけにはいかないので、答えるわけにはいかないんですけど、私どものJFEという会社は、色々な炉を持ってまして、やっぱりご提案すべき炉というのはある程度我々にとってもプライス、要は、何というですか。

○委員（松永隆志君）

実入りが。

○証人（佐藤稔也君）

実入りがなくなるとかですね。そういうものを正面に出しちゃうと、やっぱり営業的には引いちゃうとかですね、あるかもしれません。

○委員（松永隆志君）

ああ、なるほど。結局、この炉について、丸くいえば、もうJFEはこの形式のサーモセレクトからは、悪くいえば撤退されたわけですか。

○証人（佐藤稔也君）

撤退したというと、ちょっと。

○委員（松永隆志君）

まだここはやっておられますけれども、販売としてはですよ。

○証人（佐藤稔也君）

ええ。時代が変わると、またそれは変わります。RDFがいい例だと思う

んですけど、やっぱり時代が、今度またバイオマスターとか発電だと言い出すと、またRDFは復活してくるわけで、処分場がないとか、色んな話が出ると、またそれは変わっていくと思うんですよ。

○委員（松永隆志君）

わかります。言われるとおりでね。しかし、処分場とかなんかの問題を考えても、これがもう当初どおりのものになっていたら、どんどんほかにも増えていったんじゃないかなという気がするんだけど、その後、JFE自体も余り売り込んでいない、今、言われたように、この炉は販売しても実入りが少ない。恐らくJFEとしての負担も大きな炉じゃないかなという気がするんですよ。それははっきり証人のほうからの発言はできないと思いますけれども、この炉について、もう皆さん共通の認識と。その後、全然ほかに広がっていない。いいものならば、広がるはずというのか私の、黙っていたって買いに来るとというのが普通のあれだと思うけど、それがなし、そして、売り込みもされなくなったということは、やっぱり何か問題点として抱えておられるのかなと思っております。これは私の感想ですから、何もお答えになる必要は全くございません。

あとの質問の方もあられると思いますので、私からの質問はこれくらいにします。

○委員長（西口雪夫君）

補足質問をもらいますけれども、ございますか。上田委員。

○委員（上田 篤君）

ごみ質の問題が私は理解できないんですよ。2,000kcalと言われますよね。これは、例えば、1日に1回測って、それが2,000kcalならオーケーなのか、あるいは1日10回測って、平均して2,000kcalならオーケーなのか、その辺はどういうふうな内容なんですか。

○証人（佐藤稔也君）

もうおっしゃるとおりです。クレーンでつかむたびに変わりますよね。

○委員（上田 篤君）

ええ。

○証人（佐藤稔也君）

今日は何とか町から来たら湿っていたとか、要は変わるに決まっているんです。

○委員（上田 篤君）

ええ。

○証人（佐藤稔也君）

それをルールとして、要は1日当たり幾らだとか、それはある程度平均を

とっています。

○委員（上田 篤君）

1日に何回計量というか、質を検査していたんですか。

○証人（佐藤稔也君）

検査できません。ごみ質というのは、つかんだところによって違うし、それを縮分法といって、200kgのものをもって、数キロまで縮分しながら分けて、その成分を調べるということを毎日やっているわけにはいきませんから、当然それはわかりませんね。

○委員長（西口雪夫君）

ですから、こちらが1, 100kcalから2, 800kcal、すべてのごみ質というのを提供しているんじゃないですか。

○証人（佐藤稔也君）

すべての提出……。

○委員長（西口雪夫君）

すべてのごみ質において、300tをしてくださいよとお願いしておるんじゃないですか。

○証人（佐藤稔也君）

だから、もう一度言いますが、300t処理するということと、費用という話は別ですから。

○委員長（西口雪夫君）

今はごみ質の話ですよ。ごみ質に関して、常に変わると。

○証人（佐藤稔也君）

ええ。はい。

○委員長（西口雪夫君）

ですから、こちらの組合からはすべてのごみ質、1, 100kcalから2, 800kcalに対応できるような施設を造ってくださいとお願いしておるでしょう。

○証人（佐藤稔也君）

はい、そうですよ。

○委員（上田 篤君）

いやいや、さっきごみ質は測れないと言われましたよね。

○証人（佐藤稔也君）

はい。スポットでこうやっても測れませんよと、そのごみ質。

○委員（上田 篤君）

ですから、1日に何回、どんなふうにして測っていたのかということを知っているんですよ。

○証人（佐藤稔也君）

何回、どうやってというのは、だからこそ、もう1回言いますが、ごみってつかむごとにわからないから、それをある程度の範囲で考えましょうというのが…。

○委員（松永隆志君）

範囲でですね、やっぱり範囲で考えればだめですもんね。

○委員（上田 篤君）

いやいや、2, 000 kcalだと保証しますよと、それ以外だと保証しませんよとなっているわけでしょう。

○証人（佐藤稔也君）

保証しませんよなんて言っていまませよ。

変更覚書に書いているとおり、ごみの質が変われば、使うエネルギーが変わりますよということしか言っていない。それで、入札のときには基準ごみ2, 000 kcalの80, 000 tの条件でということでしたので、それにお金を出しているだけです。当然運転が始まったらわからないです。

○委員（上田 篤君）

ちょっと甲第40号証の1から甲第42号証の1までのつづりはありますか。

○委員長（西口雪夫君）

書記、甲第40号証の1、これは運転報告書ですね。（「はい、そうです」の声あり）11年度でしょう。11年度の運転報告書を提示してください。甲第40号証の1です。

（証人へ甲第40号証の1を提示）

○委員（上田 篤君）

その最初のページというか、めくってもらおうとわかるんですが、この真ん中辺ですね、ごみカロリーということでkcal/kgということで、毎日書いてあるんですね。

○証人（佐藤稔也君）

ええ。

○委員（上田 篤君）

例えば、4月1日、これは初日ですが2, 358、2日目が2, 449と、ずうっと書いてあるんですけども、これはJFEが測ったごみ質じゃないんですか。

○証人（佐藤稔也君）

これはですね、この施設は、熱分解してガスが出てきます。それで、この

ガスの組成を常時とっています。常時とっていて、それをガス組成からごみに戻しているんです。だから、それを1日平均でこれだというふうにやっております。

○委員（上田 篤君）

これは1日平均ですか。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員（上田 篤君）

例えば、ちょっともう1つ聞きたいんですが、この次のページをちょっとめくってもらっていいですか。これの下のほうですけども、5月26日の、今、言ったごみのカロリーのところを見てもらいたいんですけども、ここではJFE側が測ったのが2, 133kcalという数字がありまして、組合が年に4回、これを測るようになっていっているらしいんですけども、組合が測ったのが2, 410kcalということで、300kcal近く違うわけですよ。これはどういうことなんでしょうかね。

○証人（佐藤稔也君）

だから、組合様は、ある一瞬のごみをすくわれて、測られた結果が、1点がこれでしたということだと思います。

○委員（上田 篤君）

そういうことで、年に4回これを測っているんですけどね、JFE側が測ったのと組合が測ったのでは、かなりの差があるんですよ。やっぱりさっきから言われているように、ごみ質というのはもう随時変わるということの具体的な数字だと思うんですけどね。

そういう中で、さっきからずっと2, 000kcalと言われてますけれども、そういう2, 000kcalということはそもそもあり得るんでしょうかね。

○証人（佐藤稔也君）

いや、それはもう一度言いますが、私どもがいただいた条件が2, 000kcalで算出してくださいという条件をいただいたことをずうっと引きずっているだけですから、あり得ることですかねと言われると、それだけのごみですから、当然色んなものが入っているに決まっていますから。

○委員（上田 篤君）

ええ。

じゃ、次にもう1つ、この関連で聞きますけれども、8ページ、ここにやっぱりJFEが測ったごみカロリーということで、下のほうに赤字でありますよね。これが7月25日から、26日、27日、28日と4日間が、わか

りますかね、赤字で2, 000 kcal。

○証人（佐藤稔也君）

ああ、これですか。はい。

○委員（上田 篤君）

4日続いていますよね。

○証人（佐藤稔也君）

ええ。はい。

○委員（上田 篤君）

これは4日ですけれども、ずうっとこれは3年分このデータがあるんですけれども、あっちこっちにちょうど2, 000 kcalで1週間続いたり、5日続いたりというのが繰り返し出てくるんですよ。これは私はちょっと真面目に測っているとは思えないんですけど、どうでしょうかね。

○証人（佐藤稔也君）

ちょっとこの辺の稼働後の話は、私はもうある意味タッチしていないので、実際のところ、明確にはお伝えするわけにいかないんですけど、一般論でいいますと、例えば、そういう機器をメンテナンスしている間とか、そういうものは測れませんから、それをある値にしたのかもしれませんが、それは運転側の人間がまた証人として来られますから、そこで聞いていただければと思います。

○委員（上田 篤君）

佐藤証人はこういう技術の専門家なんでしょう。

○証人（佐藤稔也君）

そう言っていただけると、ありがたいですけど。

○委員（上田 篤君）

それで、ここは全部一桁まで出ているんですよ、ごみの発熱量が1, 783 kcalとか1, 965 kcalとかですね。3年間の中で、ぴったり2, 000 kcalというのがいっぱいあるわけですよ。私はこれは本当は測定していなくて、後で、それこそ全く推測というか、適当に書いたんじゃないかという気がするんですけれども、そういうことはないんでしょうかね。

○証人（佐藤稔也君）

ちょっと今、思いましたのは、あれじゃないですか。組合さんの、これは何の資料なのかがわかっていなんですけれども……（発言する者あり）

○委員長（西口雪夫君）

これは、4月1日からずうっと毎日の処理です。（「ええ、3年間分、全部ここにとじてあります」の声あり）

○証人（佐藤稔也君）

3年間分。すみません、ちょっとわからないです。本当に間違ったご説明をしたらまずいので。

○委員（上田 篤君）

とにかく2,000kcalが続くということですよ。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員（上田 篤君）

それがどうなのかということですよね。

○証人（佐藤稔也君）

2,000kcalですね。ちょっとご説明できないです。わからないです、私はこれを見ていないので。

○委員（上田 篤君）

ほかは全部一桁まで出ていて、そこだけ4日も5日も1週間も続くことがあるということは、私はずっと真面目に正確に測っていないんじゃないかという気がするんですよ。

○委員長（西口雪夫君）

ここで休憩に入りましょうか。

休憩に入ります。5分間の休憩をします。

（午後3時30分 休憩）

（午後3時35分 再開）

○委員長（西口雪夫君）

休憩前に引き続き委員会を再開します。

補佐人に申し上げます。補佐人は、付添人は証人の陳述を妨げないようにお願いします。そして委員長の許可を得てからお願いします。

○補佐人（箭内隆道君）

はい、わかりました。

○委員長（西口雪夫君）

上田委員、少し質問がポイントからちょっとあれしますから、次の方に質問を替わります。町田委員。

○委員（町田康則君）

雲仙市の町田です。私は、今、先ほどからずっと証人が答えられるのを聞いてですよ、まず思ったのは、この変更覚書ですね、覚書が14年12月2日に契約されているけど、これはその後の15年とか16年にされましたと言われましたですね。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員（町田康則君）

そして、今度うちの委員のほうから契約書は川崎製鉄株式会社大阪支社となっていますよね。それはどう考えてでも、会社がもう合併して、そういう形になっているのに、そこの前の人の名前で契約を取りつけるという、15年、16年にしたならですよ、それは言えないと思うんですけどね。それをまず答えてください。

○証人（佐藤稔也君）

組合様のご要望で営業をやったんだと思いますけれども。

○委員（町田康則君）

えっ、組合の要望ですか、この契約書の日付をそんな言われたのは、覚書は。覚書はお互いのあれでしょう。性能保証に関する覚書は、お互いのあれでするんでしょうけど、それを何で14年の12月2日というのは書いてあるのに、この日付じゃなくて、そしてましてや川崎製鉄じゃないのを持ってくるんですか。それが意味がわからない。

○証人（佐藤稔也君）

そこの担当ではないので、営業が来ますから、そこで聞いていただければいいと思います。

○委員（町田康則君）

そしたら、証人が思われる日付というのは、大体でいいですから、いつごろですか。変更覚書が16年の12月22日ですよ。そのちょっと前ですか。

○証人（佐藤稔也君）

もう一度言いますが、要は変更覚書と、名前が変なんですけど、それをずっと協議していたですね。ずっとやっていたんですが、建設の途中、平成15年か16年かと言われて、全然ちょっとそこが記憶が定かじゃないんですが、そのあたりだと思います。

○委員（町田康則君）

組合の議会のほうにも、この覚書は提出されているんですよ。それはそんなに遅くないんですよ。変更覚書は隠されていたんですけど、20年の2月20日まで出てこなかったんですけど、覚書についてはもう出ていたんですよ。それがずっと後から作られたということ自体が私は腑に落ちないんですけどね。

○証人（佐藤稔也君）

ちょっと記憶が何日かと言われると、残念ながら私の記憶にはありませんが、少なくとも12月20日ではありません。

○委員（町田康則君）

いや、12月じゃなくて、15年、16年ぐらいなんですか。

○証人（佐藤稔也君）

すみません、覚えていません。

○委員（町田康則君）

そこら辺はね、ここに証人として来る以上は、色んなのを今までのと、あなたがおったときのことを聞いているんですから、いないときを聞いているわけじゃないですから。だから、自分の中で、就任して、これ契約をして、それから覚書を交わした。そのときはおられるわけですから、大体の自分の中で1カ月、2カ月だったら違っていいかもしれませんが、年数が違うというのはないでしょう。

○証人（佐藤稔也君）

残念ながら、ちょっと頭が悪くてですね。

○委員（町田康則君）

いえいえ、そうじゃありません。

○証人（佐藤稔也君）

記憶がありません。

○委員長（西口雪夫君）

証人に申し上げます。証人、先ほど言われたのは、14年12月2日じゃないということを言われましたね。間違いありませんね。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

次に行ってください。

○委員（町田康則君）

次、行きます。それから、先ほどほかの委員からも出ているように、ごみは日々変動すると。つかんだときも色々違うんだと。それはわかります。だからこそカロリー数が低いことから高いのまであって、その範囲内であれば保証しますよと。当然、高ければ、もっとあれですよ、経費は掛りませんよね。どうなんですか。

○証人（佐藤稔也君）

そう一概には言えないと思いますけど、高いからといって、ガスは出るでしょうけど、色んなものが入っていたら、それはそれでまた変わるかもしれませんし。

○委員（町田康則君）

普通、私も色々勉強させてもろうて、高いときには結果的にはよく燃えるということですよ。水分が多かったら、当然低いわけですから燃えにくい。

だから色んなので乾燥させたり、色々やってガスが掛ると。ただし、カロリー数が高いということは、それだけ経費としては掛らないんじゃないですか。

○証人（佐藤稔也君）

それは程度の問題だと思います。カロリーが高過ぎて耐火物の温度が上がりが過ぎるとか、色んなそういう附帯的な話があると思うので、一概にはちょっと言えません。

○委員（町田康則君）

だから、元々これを性能発注というのは、こちらは作るのに素人なんですよ、注文するほうは。この金額で6億7,500万円、応札条件。この年間経費がこれだけ掛るので、施設を造ってくださいよと。そこで皆さんに方式をちゃんと決めて、それで応札したんですよ。それで、それをやってもらうことになって、そのときに、その後、覚書の中にも、今、2,000kcal、80,665tというのが変更覚書から書いてあって、覚書の中には出てきていないんですよ、当然。だから、普通考えれば、カロリー数は幅があるんだから、色んな日々変動すると、今、証人が言われるとおり。まさにそのとおりですよ。それを毎日測ることできないんだから、2,000kcalで全部それじゃないとおかしいということ言えないでしょう。だから色々あると。それを受けますよということで、どこのごみ処理場だってそうだと思いますよ。ですから、2,000kcal、80,665tということだけを言っていらっしゃるけど、それは普通のカロリー数もそれだけ幅があるし、ましてやこの中のいちばん最初のところにも色んなごみ質とか、色んなものによって20%の増減額、枠まで示してあるんですよ。

○委員長（西口雪夫君）

町田委員、質問してください。

○委員（町田康則君）

はい。示してあるんですから、そのために示してあると思うんですよ。そんな上がったり下がったりするからね。それがどうも証人が言われるのは、2,000kcal、80,665t、それから増えてでもだめだし、カロリー数が増えてもだめ、下でもだめと言ってらっしゃる。それだけしか聞こえないんですよ。それはおかしいと思います。

○証人（佐藤稔也君）

もう一度言いますけど、処理をするのとお金の話は別です。

○委員（町田康則君）

処理はするということは、処理代も含めて、最初応札条件の中でお金を最初応札条件で出したわけですから、それを守っていないということは言えるんじゃないですか。

○証人（佐藤稔也君）

だから、その前のアンケートのところから、同じ条件を組合員さんにいただいているんですよ。だから、そのままずっと踏襲してきてて、それじゃ実際の運転にはなりませんね、覚書にはなりませんねというのがずっと私の首尾一貫した主張だと思っております。

○委員長（西口雪夫君）

証人、ヒアリングに出された資料が優先すると思いませんか。

○証人（佐藤稔也君）

ヒアリングに出された。

○委員長（西口雪夫君）

出された資料を今、言っておるわけでしょう。

○証人（佐藤稔也君）

その結果が甲第5号証だと思っておりますけれども。

○委員長（西口雪夫君）

甲第5号証のどこですか。

○証人（佐藤稔也君）

内訳書。（「年間経費」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

年間内訳書。こちらはあくまでも発注仕様書、応札条件、それに基づいておたくが出された年間経費内訳書、それが一番基本じゃないですか。

○証人（佐藤稔也君）

そうです。

○委員長（西口雪夫君）

それでは、先ほどからごみは常に変動すると言われましたね。一度確認しますけど、1kcalでも外れた場合は、保証されないんですか。

○証人（佐藤稔也君）

もう一度言いますが、保証しますか、しませんかということ、そうではなくて、ごみの変動するから、カロリーに応じて保証額を変えましょうよというふうに変更覚書はなっております。したがって、保証しませんとは全く思っておりません。

○委員長（西口雪夫君）

じゃあ、保証される場合は、どういうふうな。

○証人（佐藤稔也君）

保証する場合は、使用する今、まさに裁判でやっていることだと思うんですけど、使用するカロリーに応じて必要な用役というのが算出されますから、それで評価していただく。それより掛っているものは私どもの負担でござい

ますということでございます。

○委員長（西口雪夫君）

カロリーで算出された金額はどこに提示されているんですか。ごみ質によって、ずっと提示が違うんですか。

○証人（佐藤稔也君）

これが変更覚書です。

○委員長（西口雪夫君）

すべてのごみ質に対して、こちら要求していると思うんですけどね。

○証人（佐藤稔也君）

すべてのごみ質に対して、だから書いているわけですよ。

○委員長（西口雪夫君）

じゃあ、元に戻りますけど、ほかにいいですか、私、質疑して。

○委員（町田康則君）

トラブルについて聞きます。証人佐藤さんは、18年の色んな会議を見ても、18年、これ会議があっっていますよね。それにも出ていらっしゃるんですが、ここに勤務されたというのは、先ほど14年の11月末から何年までですか。

○証人（佐藤稔也君）

私は住んでいたわけじゃないんですね、通いで来ています。それで、稼働が14年建設して17年以降は、運転に移行して、運転のメンバーが始めていますので、そこで私としては、ある意味、担当半分外れているんですね。それで、ただ話は聞いとかなないといけないところもあるんだと思って、要所要所といったら申しわけないんですけど、1年ぐらいは来させていただいておると思います。

○委員（町田康則君）

この記録によりますと、18年にしても、3月、それから6月も、7月も、11月、ずっと出ていらっしゃいますよ、かなり。ですから、そしてましてや、今、ほかのも言ったように、ある意味ではこのことの中で、このプラントのある意味では、よくわかった方でしょう、佐藤さんが。だから、ここでトラブルが発生しましたよね、17年から。それも幾つも。それに対して、途中とんでもないごみが来たからとちよっと言われました。ろくでもないとか。それは確かに最初あったかもしれません。長崎市にやったり、色々ごみが燃えないからとやりましたね。

○証人（佐藤稔也君）

メンテナンスができないからですね。

○委員（町田康則君）

やって、結果的にそれが終わってからもずっとトラブル続いていますよね。

○証人（佐藤稔也君）

トラブルという言葉のとらえ方だと思います。

○委員（町田康則君）

それで、そして17年の12月には今度は補強工事を。補強工事が排水処理設備を初め、18年の7月には液体酸素貯留気化装置を、それから18年の9月には、今度、ろ過部の均質化炉の製作を、19年の1月にはシリカ除去装置をとということで、補強工事をされたけど、結果的にはそれで改善されなかった。

○証人（佐藤稔也君）

それは一度ご質問いただきました。

○委員（町田康則君）

だから、改善されなくて、改善改良工事をそれから19年の6月から3回にやっていますね。だから、私が言っているのは、この施設は最初のときは確かにごみが多く来たというのはわかりますけれども、それから後ののは質が悪いか言っている。質が悪いわけでもない。それで、最初は操作が不慣れだったとJFEからあります。操作はもう慣れているでしょう、1年も。

○委員長（西口雪夫君）

質問に変えてください。意見じゃなくて。

○委員（町田康則君）

ですから、そういうことは言えないと思うんですけども、どうですか。

○証人（佐藤稔也君）

言えないというか、もう少しわかりやすい質問していただけますか。

○委員（町田康則君）

いちばん最初のごみの量が無料で受け入れたからというのは、最初は言えたかもしれないけど、その後、色んなところにやったり、補強工事してからも、1年も経ったら、ごみの量が多いわけじゃない、搬入量だって。それなのに、改善されなかったということはあるわけですから。だから、最初の質とかなんとか、操作が不慣れやったということはないのに、どうして燃えなかったと思います。

○証人（佐藤稔也君）

燃えないというかですね、間違いないのは、最初、無理して、すごいごみが来ちゃったがために、当然、運転員の方は精一杯頑張っているんですけど、要は炉に対して無理し過ぎたというのが1つ大きな影響していると思います。それをメンテナンスがその後できていないので、その傷跡を引きずっちゃっ

たということだと思えます。

○委員（町田康則君）

そしたら、その後、J F Eが、元々水は中で循環させる形になっていた方式みたいですけど、その水を排水ですね、排水炉にピットの中に入れたということはお存じですね。

○証人（佐藤稔也君）

聞きました。

○委員（町田康則君）

そのときどう思われました。

○証人（佐藤稔也君）

どう思いましたかというのと、同じくオペレーターは、運転員の人にはもう必死でやっていますから、施設を止めないように、すごいそのごみをピットを溢れさせないということが最大のあのときの目標ですから、それを何とかやろうということで、やむなく緊急的に戻したんだと記憶しています。

○委員（町田康則君）

緊急的に戻すにしても、普通ならバキュームカーでその水だけ取るという手段をとられたならわかりますけども、ピットに入れてしまうと、ますます燃えなくなりますよね。

○証人（佐藤稔也君）

燃えなくなるかというのと、水は下に行っちゃうだけですから、ピットの下に行くだけですから、その程度の問題だと思います。

○委員（町田康則君）

あそこから溢れるぐらいの水を入れて、それが確認されているんですよ。

○証人（佐藤稔也君）

それは私は見ていません。

○委員（町田康則君）

いや、その溢れるぐらいの実際あっているわけですね。それを聞かれたとき、どう思われますか。

○証人（佐藤稔也君）

ただ、原因が、私が聞いている限りにおきましては、ごみを精一杯処理するんだということと、それからあのときシリカ除去の仕事を設備改善をいただいています、それまではシリカが相当施設の中で悪さしていますので、それがあつた程度排水処理のほうで、そのシリカの問題をカバーしようとして、運転のほうで対応していた結果であつて、それをどうこう責められても、あのときのお約束は何かごみを溢れさせないんだということに現場の人間たちは精一杯だったと思います。

○委員長（西口雪夫君）

次、いいですか。松永委員。

○委員（松永隆志君）

先ほどの変更覚書というものの存在が組合議会でも遅くなって公表されたんですよ、20年になって。それなせかと、組合議会でも問いただして、そしてここでも確認とったんですけれども、それがJFEからこの変更覚書の内容は色々経費的なもの、そして性能的なものというのが出てくる書類だから公表を控えてほしいというお話があったということが、証言があっているんですよ。その辺は本当でしょうか。

○証人（佐藤稔也君）

すみません、それは営業判断なんで、それは私にはわかりません。

○委員（松永隆志君）

そしたら、久野さんに聞けばはっきりするということですね。わかりました。

そして、これも久野さんに聞かんばいかんことなんですけれども、久野さんが、久野さんはよく色々しゃべっておられるのでですね。平成17年の5月には、用役利用の罰則を変更覚書の中で、前提条件と異なれば適用されないようにしたからですね、それでよかった。そしてこの罰則をなくさなければ会社負担が大きく、大変なことになったというようなことも言っておられるんですよ。それを聞いたという方もおられて。そういう話はいつもペアかなんかで活動しておられて、そういう話とかなんかあった。

○証人（佐藤稔也君）

残念ながら、私は聞いていないですね、記憶にないですね。

○委員（松永隆志君）

これも久野さんに直接聞いてみなくちゃいけないなと思います。

そして、久野さんとお二人でやられて、今、言われた久野さんの考え方というのは、先ほどから証人もお持ちのようなんですけれども、ちょうど稼働から1年ぐらい経ってから、この用役費の負担についての、18年夏ごろから協議が始まったと思うんです。そのご記憶ございますか。

○証人（佐藤稔也君）

私はほとんど外れていると思うんです。

○委員長（西口雪夫君）

証人、すみません、これ見ましたら、18年の11月1日までは会議に出席されていますね。ですから、これを見たら、私は外れているというのはちょっと言えないので、説明してください。

○証人（佐藤稔也君）

申しわけないです。覚えていないんですよ。多分、多分ではわからないですね。

○委員（松永隆志君）

そしたら、ちょっと思い出していただいて、その折に、J F Eに対して組合側が用役費が1年経ってもものすごく増えている。だからこの増加分についての応分の負担を求めたと書いてあるんですよ。そしてそれ以降、断続的に協議を続けたけれども、J F E側はカルシウム含有するごみ質と計画をオーバーした搬入ごみ量の問題を挙げられて、J F Eだけに負担を押しつけるのは納得できないと言い張り、結局、折り合いできませんでしたという証言がっております。だから、その辺のところに当時おられて、実際そういうふうな発言がJ F E側からもされたのか。

○証人（佐藤稔也君）

多分そのときには私はいないと思いますけど。記憶の、ちょっと思い出す限りにおいては、ないですね。

○委員（松永隆志君）

そうですね、これも何もおられた11月までの話と、そのころからの話です。当然記憶があられないかもしれませんが。もう1回よく考えて、そのころはそういうちょうど1年ぐらいの間に携わっておられたときにそういう話はなかったと。

○証人（佐藤稔也君）

思い出せないですね。

○委員（松永隆志君）

そしたら、そういう協議には参加されておるわけですね、1年の間。

○証人（佐藤稔也君）

記憶にあるのは、カルシウムが高いという話は私は記憶がありまして、それでカルシウムが高いことに対して、カルシウムが高いと解けにくくなって、この施設でちっちゃな炉でガーッと溶かしていきますから、そういう結構難しいところがあるんですが、それでそんなに高いはずはだいたろうと、組合員様が言われたのは記憶にあります。

○委員（松永隆志君）

そのとき用役費が過大になっている原因として、カルシウムの問題をJ F Eが出されたんじゃないですか。

○証人（佐藤稔也君）

カルシウムも一因です。

○委員（松永隆志君）

そしたら、用役費の負担が大きくなっているよという話し合いにはおられ

たということですよ。その記憶があいまいにしろ、おられたわけですね。それを聞いて、断片的にも覚えておられる。

○証人（佐藤稔也君）

用役費が大きくなっているよというよりは、ここのごみがカルシウムが高くて、改善工事でやっていますが、ガスダクトが詰まりやすくなるとか、スラグを溶かすのにエネルギー要るとか、そういった技術的なご説明をした記憶はあります。ただ、そこで用役費が掛っておるとか、ちょっとそのところが私はちょっと今、明確に言えません。

○委員（松永隆志君）

そしたら、JFEだけにその負担を押しつけるのは、納得できないというJFEの発言というのも、佐藤さんがされたわけでもなく、その場におられた記憶もないということですか。何かそういう、だれかがそんなことを言っていたような感じがすると。例えば、久野さんとかなんか言いよったとか言っていたとか、そういう記憶ございますか。

○証人（佐藤稔也君）

わかりません。

○委員（松永隆志君）

わかりませんか。そのころはどうもまだ、もし先ほどご主張の一点保証のお話ならば、こういう場で明確にしていかれるはずなんですよ。うちばかりに負担を押しつけるのは納得できないとか、何かの前に明確に、いやそれはうちの保証対象外ですよとかいうお話が当然されていると私は思うんですけれども、どの時点からそれを明確に組合側に、この経費についてはこの保証対象外でしょう。うちは80,665t、2,000kcalのここが私どもの七千幾らですか、5億八千幾らのその範疇ですよというのを、どの時点から主張されたんですか。

○証人（佐藤稔也君）

入札のときからです。

○委員長（西口雪夫君）

平成14年10月30日からですか。

○証人（佐藤稔也君）

いや、その1筆のこれをずっと引き継いでいるわけですよ。いつからというんじゃないです。

○委員（松永隆志君）

ああ、そしたら、もうそれは鼻からそう思って会社としてずっとこられたということ。これは会社全体が。そしたら、組合側はそう思っていないということは感じてはおられたわけでしょう。先ほども15年来た当初、組合さ

ん、ちょっと認識のずれがあるよと、誤解しておられるよと思われたときつきそういう話があったんですけれども。

○証人（佐藤稔也君）

同じ話を繰り返すことになるんですから、ちょっと時間がもったいないかと思います。

○委員（松永隆志君）

わかりました。そしたら、もう1点だけ。この応札条件でこういうふうに提示したやつを、川崎製鉄さんはそういう認識かもしれないけれども、ほかのメーカー、例えば、そのときに他社はどういう受取り方をしているのか。これは1点だけのものだよというふうに、みんな業界としては、そういう考え方なんですか。

○証人（佐藤稔也君）

わかりません。

○委員（松永隆志君）

そしたら、他社はちゃんと組合の意図酌んで応札条件に従って入札参加されたかもしれないということですよね。それはわからないからですね。

はい、ありがとうございます。

○委員長（西口雪夫君）

笠井委員。

○委員（笠井良三君）

佐藤証人、技術屋さんのございますね。大体技術の専門の方ということで。そういったことで、サーモセレクト方式、このことにつきまして、ガス化改質方式ということで、これは産業廃棄物、それから一般廃棄物、それから汚水、汚泥、このようなものが全部焼却できるような施設になっておるのでしょうか、お伺いいたします。

○証人（佐藤稔也君）

ブレンドすれば、処理はできると思います。

○委員（笠井良三君）

すべてのごみの廃棄物から、すべてのところで焼却できるという施設になっておるわけですね、この施設は。

○証人（佐藤稔也君）

すべてと言われても、法的にできないものがありますから、医療廃棄物、色んなそういう法的に許されているものしか処理はできません。

○委員（笠井良三君）

わかりました。この施設では廃棄物は当初産業廃棄物が若干入ったかというようなことで、初期トラブルの原因にも挙げられておりますね。そんなご

みが何十トンも入ったわけじゃないだろうと想定しますし、ほんのわずかなところでの発生事項かなと思います。

それと、この施設には汚水、汚泥、これをかなり当初から投入してきたというのがあります。これが原因してごみ質が低下したということは考えられませんか、いかがですか。

○証人（佐藤稔也君）

水を入れれば低下するのは当たり前です。ただ、その水をどうするかということを考えないと、施設としては成り立たない、運営する上ではそれがセットだと思いますけど。

○委員（笠井良三君）

色々なことで水を入れ込んで、そして燃やしていくんだというふうな方式になっておるようですね。

○証人（佐藤稔也君）

水を入れて、どこにですか、すみません。

○委員（笠井良三君）

炉にはありませんか。

○証人（佐藤稔也君）

炉にわざわざ、ごみに附帯して、ごみそのものは一般都市ごみであれば、60%は水分です。だから、それはまさにごみの6割は水が入っているということです。

○委員（笠井良三君）

それでは、1, 100kcalから2, 800kcalの範囲内、そういった中で、ここのごみがどういう割合でというのは、当初、つかんでおられましたか。

○証人（佐藤稔也君）

ごみ質・・・稼動後ですか。稼動前はごみ質のデータいただいております。組合さん側の、この広域の中でのデータはいただけてきました。

○委員（笠井良三君）

当然、この施設は汚水、汚泥、これも焼却できますということで、リレーセンターからも持ち込んでおるわけですから、そういったことで、そういったもののあれでカロリーが低下するという条件があるわけです。汚水、汚泥を投入しなければカロリーももっと上がるのではなかろうか、このように思いますが、いかがですか。

○証人（佐藤稔也君）

もう一度言いますが、その汚水をどこかほかで処分できるのであれば、それはそういうほうがいいんでしょうけど、処分できる場所がないとか、そ

ういう状況の中であれば、それはここで処理するというのも1つの選択肢なんだと思います。

○委員長（西口雪夫君）

ピットへ投入もやむを得ないということですか。

○証人（佐藤稔也君）

いや、そういう意味では、例えば、プラットホームで車洗っている水とか、そういった水もじゃあ入れなきゃいいじゃないかというわけにはいかないんです。

○委員（笠井良三君）

最後にです。そしたら、当初の排水不能により、そのために排水はピットの中に入れたということはありませんか。

○証人（佐藤稔也君）

それは町田委員さんに午前中、お答えいたしました。

○委員（笠井良三君）

入れた。

○証人（佐藤稔也君）

入っていました。というのは。

○委員（笠井良三君）

入れましたということですね。

○証人（佐藤稔也君）

そうです。

○委員長（西口雪夫君）

柴田委員。

○副委員長（柴田安宣君）

今、一点保証の問題で、それぞれ論議があっているんですけども、確認をしたいんですけども、今の上田委員が指摘したとおり、ごみの質のカロリーの問題がJFEが出している数字と、それから組合が出している数字というのは違いがあるわけですね。平均300calぐらい違うという話だったんですけども、基本的にこれはどっちが計算したものが正となっているんでかね。それからお願いします。

○証人（佐藤稔也君）

例えば、組合員様がピットの中をつかんで、2つ以上のものを測ったら、その値は違うはずですよ。違うんです。その1点をもってごみ質と呼ぶか、あるいは私どもが今、やっているのは、そのごみ、ずっと炉に入ったものを積算しながら、出てきたガスを全部見ながら逆算して、1日分を平均して出しているということですから、ちょっと考え方が違うと思います。

○副委員長（柴田安宣君）

わかりました。そうすれば、そういうやり方で自分たちのその2, 000 kcalについての数字をその自分たちが測ったものしか、それをしようとしないうというあなたたちの解釈でいいわけですかね。そういうことなんですか。組合が測った分じゃなくて、自分たちが測ったものが正解なんだと。だからそれによって保証の金額とか罰則規定というのは、それによって話をするというふうなことなんですか。

○証人（佐藤稔也君）

もう一度言いますが、ピットでつかんだ1点のごみでそれがすべてかというのは言えません。当然、上のほうのごみは乾いているからカロリーは高いでしょうし、ピットの下の方は水分を含んでいますから、低いです。だから、当然、その中で、色んなごみが混ざりながら処理をしていきますから、1点でもって組合様が測られた1点のデータが正しいか、それは正しいです。1点だけは。正しいですけど、それがすべてを代表していますかということ、そういうわけにはいかないと思います。

○副委員長（柴田安宣君）

そんならあなたたちJFEが言っている測り方についての協議をし、合議事項にどこかになっているんですか。

○証人（佐藤稔也君）

それは、例えば、5年保証の中で日環センターさんと組合さんと併せて協議しています。そこで、そのデータの合理性等は確認していただいております。

○副委員長（柴田安宣君）

今、私がちょっと調べて、どこかにあったなと思って、調べてみたんですけども、この甲第8号証の2ページ、この3の処理能力保証というやつがあります。この下のほうの段で、ずっと書いてありますけれども、「処理能力の判断は甲、要するに組合が行う年4回のごみ質分析結果、クレーンの投入データ、日報、月報によるものとし、更なるデータ及び解析が必要な場合は乙側の負担で行い、提出された契約図書に記載された施設の性能を満足していることを両者で確認する。」とあります。ですから、これはまず基本的には組合から測ったものを前提としてやっていかなきゃいかんというふうに僕らは解釈するわけです。それともう1つは、これからいきますと、あなたたちが測ってデータを出すのは構わんと。けども、この処理能力の保証に関しては、当初覚書から書いてあるわけなんです。ですから、これにあなたたちもサインをして納得した以上は、このとおりだと私は思うんですけども、それはそれぞれの考えの違いとしていいわけですけど、これを見てどう

思いますか。

○証人（佐藤稔也君）

ここに書かれているのは、処理能力ですから、そこで見るデータを4回のごみ質が大きく外れていませんねという確認に使いましょうということだと思います。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、わかりました。それとこの甲第36号証の1の64ページの隣を見てもらえますかね。性能発注のほうです。

○委員長（西口雪夫君）

甲第36号証ですか。性能発注については、松永委員、聞きましたけれども。まだ必要ですか、性能発注について。

○副委員長（柴田安宣君）

いやいや、確認するだけです。

これが厚生省が言われている性能発注方式の根幹になる仕事だと思うんですけども、この中に書いてあるのは、設計と施工と合わせてお願いをするというやり方であって、それで、施工に関してももちろんですけども、設計に関しても、受注した側の責任で、これを満足しない場合は、瑕疵に値するというふうに、これは解釈をされるわけですけども、そのとおりと私は思うんですけども、あなたはどういうふうに考えますか。

○証人（佐藤稔也君）

瑕疵だと判断されるものについては、これはプラントメーカーであるJFEが対応しないとイケないと思います。

○副委員長（柴田安宣君）

もう1つ、甲第30号証の1ですね、契約設計図書とあります。これをお願いします。この契約設計図書は、入札後、あなたたちが発注仕様書に基づいて、さっき言う年間経費内訳書とあいまみえて、これを組合に出した書類ですよ。この中で、1の2の2ですけども、これはごみの質の組成ということで、1, 100kcalから2, 800kcalということで挙がっておりますね。これを1の2の1で指定されたごみの範囲内の300tの24時間処理を有しますということで、これを有する能力として書いてあるわけですけども、それから性能保証ということであってですね、1の6の2というところがあります。保証事項ですね。

○委員長（西口雪夫君）

書記、提示をお願いします。簡潔にお願いします。

（証人へ甲第30号証の1、1の2の1、1の6の2を提示）

○副委員長（柴田安宣君）

この責任施工というところの中で、「本施設の処理能力及び性能はすべて弊社の責任により確保致します。また、弊社は設計図書に明示されていない事項であっても、性能を発揮するために当然必要なものは、貴局の指示に従い、弊社の負担で施工するものと致します。」ということで、もう印刷にされた後にこれを出してありますけれども、そのとおりと思うんですけれども、どうですかね、これは。

○証人（佐藤稔也君）

入札の後に出しています。

○副委員長（柴田安宣君）

その下に性能保証事項ということで、先ほどの組成ごみのことを書いてあります。ごみ処理能力、「指定されたごみのすべての範囲内について、24時間稼動で1炉当たり、計画処理能力を満足する設備とします。」というふうなことで書いてあります。これはこのとおりと思うんですけれども、このとおり理解していいですね。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○副委員長（柴田安宣君）

その次に、保証期間ということで、これ保証期間等が書いてありますけれども、それぞれ生じた設計及び施工並びに材料及び構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は弊社の負担にて速やかに補修、改造、または取り替えを行わなければなりません。ただし、貴局の誤操作及び天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りではありません。」と、それ以外で改善、改良をした分に関しては、弊社の仕事で行いますということの約束をされてありますよね。

○証人（佐藤稔也君）

はい。

○副委員長（柴田安宣君）

甲第12号証の。

○委員長（西口雪夫君）

石河さんの意見書ですか。

○副委員長（柴田安宣君）

はい。この中で、今、先ほど言われておりましたシリカとかカルシウムということがあったから、そのごみをピットの中に入れたというふうなことで、これはその設備能力が、この書いてもらっているところを読んでいただければわかりますけれども、1ページのカルシウムやマグネシウムということをやっと下まで読んでいただいて、この先のほうを読んでいただければ、その

シリカの除去装置、それが当初から完全なものはまっていなかった結果が閉塞を起こして、結局、水の処理ができなくて、そういう云々ということがありますけれども、この意見書を見て、佐藤証人、どういうふうに理解されますか。

○証人（佐藤稔也君）

石河さんは、コンサルタントの総合エンジニアリングさんにおられて、この計画を見られた方にしては全然理解足らなくて、間違っただけをされていると思います。組合さんと一緒にチェックしていただいた方であるにも関わらず、目的がちょっと違っている理解しかされていないと思います。

○副委員長（柴田安宣君）

それぞれ見解の違いがあって、これはやむを得るところがあるわけですが、この3ページの上のほうから下のほうに関しては、ごみの水の循環型の炉でありながら、その水質が蒸発することによって、そのシリカとかそういう不純物が炉の中に溜まって、結局、閉塞を起こして、それを解決してから能力を発揮するようになったというふうなことで、あとのほうに繋がっておるわけですが、だから、先ほどあなたが言われたシリカがあって、やむを得んで、水をごみのピットの中に入れざるを得なかったと。あなたたちが入れたことの正当性を言われたんですけれども、それからいけば、さっきから言うように、この設備に対する改善、改良をするところはして、そしてなおかつ、その水が溢れてどうしようもないと。元々この機械は無放流の機械なんです。だから、機械として納得して、皆さん入れた機械が、そのピットの中に水を入れんばいかんような施設を造ったのは、僕らが設計をしたわけじゃなくて、あなたたちが設計をして施工されたわけでしょう。シリカもカルシウムにしても、詰まらないような施設を造らなきゃいかんです。それが詰まって、水が除去しなくて、ピットに入れざるを得なかったということが、まるで組合の責任みたいなふうに聞こえるようなことを言われたものですから、それについての見解を聞きよるわけですが、

○証人（佐藤稔也君）

シリカはいただいていた条件、データと違っていましたねということで、組合さんにご同意していただいて、それ裁判でやっておるわけでございます。カルシウムも石河さんのこのレポートと、ちょっと一般論というか、この人の論理に従うと、どこの施設も濃縮しちゃって、どんな施設でもだめになっちゃうよということになるんですけど、そうではなくて、当然、濃縮するところには、幾らか抜いてやってバランスをするんですよ。バランスさせて初めてこういうシステムというのは成り立つんですけど、石河さんのこれはバランスとか、そんなものは全く考えられてなくて。

○委員長（西口雪夫君）

証人、すみません。書記、甲第11号証の提示をお願いします。

（証人へ甲第11号証を提示）

○証人（佐藤稔也君）

ここにあります。

○委員長（西口雪夫君）

ありますね。5ページ、排水基準をちょっと見てください。5ページぐらいに排水基準がございますね。上にあります。いいですかね。ここに原則、クローズドシステムですね。「原則、無放流のため該当しません。」と、その下に、「但し今後放流が必要となった場合は該当水質の検査の上、協議といたします。」とありますね。組合と協議されましたか。

○証人（佐藤稔也君）

これは発注証書の裏返しですけど。発注証書に、原則として無放流で、私ども発注証書のとおり無放流でやっていますが、今後、施設が色んな改造ができて、ごみが変わったり色んな条件があったときに、初めてこういう協議をしないといけないというふうに書いておるわけです。

○委員長（西口雪夫君）

放流が必要となった場合ですよ。

○証人（佐藤稔也君）

今、放流は必要となっておりません。

○委員長（西口雪夫君）

ピットに入れるですね。

○証人（佐藤稔也君）

ピットに入れるのは、放流じゃないです。

○委員長（西口雪夫君）

何ですか。

○証人（佐藤稔也君）

放流というのは、施設から雨水に流すとか、それを放流と言います。下水に入れるとか。

○委員長（西口雪夫君）

本来、しかし、ガスチャンネルに入れるべきの水じゃなかったですか。

○証人（佐藤稔也君）

いや、だから、それは何度も繰り返しますけど、要はごみが最初に多かったときのトラブルをずっと引きずったときの問題であって、放流という話と全くこれ違うんですよ。放流というのは、施設からどこかに雨水を流すとか、だからちょっとこの話は違うと思います。

○委員長（西口雪夫君）

ああ、そうですか。じゃあ次に行きます。

試験結果で、引渡性能試験、それ見てください。3月16日、302tですね。3月11日が311t処理していますね。そして先ほどメンテナンスが足らなくなったからと言われましたけれども、稼動して4月1日から18日まで2炉運転で193tの処理量がですね。そして19日から5月22日までが3炉運転で207tなんですよ。これは何ですか。メンテナンスまだその分必要ないでしょう。

○証人（佐藤稔也君）

すみません、私、その運転そのものに、もうそのころは頭に入っていないんですね。ちょっと答えるわけにはいかないんですけど、ちょっとわかりません。

○委員長（西口雪夫君）

おられたんでしょう。

○証人（佐藤稔也君）

いても、1日の処理量が幾らなんて、そんなのを。

○委員長（西口雪夫君）

いえ、大まかでいいんですよ。機械そのものが、当時、能力を発揮していないですね。

○証人（佐藤稔也君）

能力を発揮していないということはないと思います。

○委員長（西口雪夫君）

ちょっと甲第40号証の1を提示してください。

（証人へ甲第40号証の1を提示）

○委員長（西口雪夫君）

そのずっと処理がありますね。真ん中に処理を指さしてやってください。1日目が211tとかあるでしょう、真ん中です。投入量の合計ありますね。それに処理時が209tですね、210tですね。次、213t、次は208t、166t、181t、169tありますね。これ相当、能力達していないと思いますけれども、これ見られてどうですか。

○証人（佐藤稔也君）

これは2炉運転していたときじゃないですか。

○委員長（西口雪夫君）

そうです。

○証人（佐藤稔也君）

2炉だと1炉は110tですから、基本的には100t。

○委員長（西口雪夫君）

じゃあその後、3炉運転に入りますね。3炉運転に入って、その後のページ見てください。4月19日から5月22日、四角に囲ってあります。計画処理量300tに対して207tですね。これはどう説明されますか。

○証人（佐藤稔也君）

計画に対して、これは記憶しているのは、このころピットが山のようになってますね、本当にもう今日来たごみをそのまま入れていた日だと思います。だから、もうにっちもさっちもいかない中でやっていた時期だと思いますので、そういうデータだと思います。

○委員長（西口雪夫君）

3月16、17日、300t処理できておれば、できるはずじゃないんですか。

○証人（佐藤稔也君）

それは、当然、最初のときというのは、攪拌もちゃんとした普通の運転、今、やっているような運転ですね。そういうピットの高さで混ぜながらちゃんとやっていますから、それなりの能力が出ます。今も出ています。ただ、ピットがガッと上がっちゃって、もうあのころというのは、布団だと布団丸々で、運転員もそれを除去する余裕がなくて、そのまま炉に入れちゃったとかですね、そういったある意味、混乱期の中でやっていますので、そこが出なかったからと言われて、すべてが出ないという話ではないと思います。

○委員長（西口雪夫君）

ほかにないですか。町田委員。

○委員（町田康則君）

先ほど私もこの甲第12号証の石河さんのを読んで、今、石河さんはちょっと考え違いされていると言われたんですが、石河さんの中では、JFEはシリカについて軽視されたものと思われるというふうに言っていらっしゃるんですね。

○証人（佐藤稔也君）

ええ。

○委員（町田康則君）

ということは、シリカ除去設備は、当初から計画されなかったもので、シリカ濃度の増した冷却水を一定比率で系外に取り出すことにより、循環する冷却水のシリカ濃度が増大しないようにして、閉塞などの防止を図った。ただし、そういう行動が今度はどうしようもなくなって排水をピットに入れざるを得なかった。ピットに入れたことが最終的にトラブルの根本的な要因になったというふうに書いてあるんですけど、私も實際上、このJFEが造って

いらっしゃる、ほかの徳島、それから岡山倉敷ですね。その数字を見ても、経費がめちゃくちゃ掛っています。そして、これはまた別個で、このガス溶融炉というものをずっと調べてまいりました。そしたら、これは国のダイオキシン規制でこういうのをガス溶融炉が採用するようになったんですけど、運営する自治体の約6割が想定を超える費用になっております。そういうものを自治通信社が調べて出しております。ですから、そして専門家は、そもそも未熟な技術だったと、このガス溶融炉は。そういうのが書いてございます。やはりもちろんこれは今になって、こういうふうなのがきちっと全部の自治体の6割が想定を超えると。やはりこの施設はこれは当然、元々はドイツのサーモセレクト社がとった。それをちょっと改善されたと言われたんですけど、元々のもう結果的にやまっていますよね、会社自体も。それで、このこのガス溶融炉自体がほかのところもこれだけ問題が出ているものですから、元々これは欠陥品だったということじゃないんですか。

○証人（佐藤稔也君）

ちょっとご質問、2つあったと思うんですけど、1つ目、シリカ、ほかの例えば、徳島でしたっけ、そこではつけていませんから、こういう問題点、水に起因していますけど、倉敷もついていません。ガス溶融炉が費用が高いとか、それは確かに導入した新しい技術というのは、やっぱり洗練していくのに時間がかかるのは、それは別にガス溶融炉だけじゃなくて、すべての炉がやはり同じ経験をしているんだと思います。それで、その中で、やっぱり処分場がないとか、色んな要求の中で、それ何を最適化にしますかということ、お金なのか、お金なのかというのは、処分場を建てる必要がないんですから、そういう費用まで含めて高いのか安いのか。例えば、ここだったら、今、トン1万幾らじゃないですか。そんな施設はないですよ。高い高いと言われてはいますけど。1万幾らで処分場も使っていない。焼却炉並みですよ、普通の。それで、溶融までして、ちゃんとすべてをリサイクルしてダイオキシン問題ないと。一般論でちょっとと言われても、何とも言えないところありますけれども。

○委員（町田康則君）

一応、それは、この日本環境衛生センターの理事の方が言っていらっしゃるんですけど、メーカーは性能を高く謳いすぎたと。やはりもちろん新しい技術というのが、本当にきちっとなってくればいいんでしょうけど、今もう建ってから7年近くなるのに、まだこういう状態で、ほかのところもそういう状態でというのは、やはりこのやり方ですね、うちのガス溶融炉というようなやり方としては、これはやはり欠陥があったんじゃないかなと思わざるを得ないんですけど、そこについてだけ教えてください、考えを。

○証人（佐藤稔也君）

欠陥という言葉が何を意味しているかということだと思いますけど、別にエミッションを壊すこともないし、処理は今やっています。そういう意味では動いているわけですね、ちゃんと。だから、それをもって欠陥じゃないのと言われても、それは当然、確かにこの期間の動乱というのはあったかもしれませんが。最初にごみがわっと来ちゃって、そういう話がありますけど、その後乗り越えて今、やっているわけですから、欠陥かと言われると、私はそうではないと思っております。

○委員（町田康則君）

物を燃やすのは止めることでできませんよね。市民から色々出てくるんですから。ですから、当然、燃やすのはかかる。ただし、予定していたのはちゃんとこちらも入札のたびに応札条件まで出して、その範囲内でそれから20%を超えますよと言われたのは、それはわかるんですよ。しかし、大幅に、もちろんそのときはいらっしゃらないので、17年のときには11億2,000万円ぐらい掛っております。18年は11億5,000万円。19年度は12億5,000万円掛っています。これは本当に応札からすると倍ぐらいかかっています。それはやはりこの施設が燃えているから、欠陥じゃないと言われるけど、物を燃やすだけじゃなくて、価格もやはりこちらは提示してきたわけですから、最初から。

○証人（佐藤稔也君）

その議論が合わないところが裁判で続いているところだと思います。私がコメントしてもどうしようもないと思います。

○委員長（西口雪夫君）

松永委員。

○委員（松永隆志君）

今、トン当たり処理経費13,000円ぐらいだから、ほかのところと比べて、そんなに高くないんじゃないですかという発言。こちらからの応札条件、そちらが提示されたトン7千幾らからすると、高いと言っているのも、それは世間の相場がそのくらいというのは、納得できないところはあるんですけども、言われることもわかるんですよ。

私もう1つお尋ねしたいのが、その13,000円ぐらいで本当に今後ともずっといくのか。というたら、私、どうもJFEで色々持っておられる負担の分というものがあられるんじゃないかな。どうも人数もたくさんおられるしですね、そういうものを人件費等考えていきますと、JFEのほうで持っておられる負担もあって、本当にこれが言われたトン当たり13,000円何ぼ、今、言われた金額で全部そしたらそれでお願いしますとなったら、

それで処理できるんですか。

○証人（佐藤稔也君）

まさにそれが裁判の話と、それからこの施設、いつまで動かすんだという話だと思うんですけど、それは私の立場では今、言えないんですけども、わからないとしか言いようがありません。

○委員（松永隆志君）

そしたら、佐藤証人は、ストーカ炉のほうのご専門だった。

○証人（佐藤稔也君）

ストーカもやっています。

○委員（松永隆志君）

それで、元々が先ほどいちばん最初のあれで、技術者としてはストーカ炉のほうの技術で、この炉のときには、ガス化溶融炉は直接専門じゃなかったけれども、来た。そしてこういう状況を見た。今またストーカ炉の見直しがあって、全国ストーカ炉の時代に入りつつありますよね。そういうのを見られて、言ってみれば佐藤さんの本当の時代がまた来よるわけですたいね。そういう意味で、やっぱり正直な感想として、やっぱり今から先のあれというのは、結局、このガス化溶融炉は色々話聞いていると、コスト的にかかる。それもあるし、技術の安定性やなんかから、やっぱりストーカ炉の専門家としては、次にここにお勧めするならストーカ炉だよというふうな認識をお持ちですか。これもJFEとか関係なくて、ストーカ炉の専門家としてのご意見。そしたら、もっとこんなトラブルあっていませんよとか、そういうのございませんか。

○証人（佐藤稔也君）

トラブルというか、ごみから何を生み出しますかということだと思うんですよ。サーモセレクトというのは、ごみからすべての、要は山元還元といって、亜鉛だとか、そういったものすべてをリサイクルするという理念でやっていますので、そこまでやるんだったらこういう施設ですよ。それから組合員様が、いやごみだから、発電だけであればいいやとか、そういうお気持ちが強くて処分場もあるし、処分場はどこかまた灰だけ持っていけとかいうような、これ考え方なんですよね。結局、組合員様が何を求められるかによって選ぶ形式というのは変わりますよ。

○委員（松永隆志君）

そしたら、今、JFEも全国でこのサーモセレクト方式の販売というのは展開しておられないということは、もうお勧め品はサーモセレクトじゃなくて、言われるようなストーカ炉のほう安定していますよというふうなことじゃないんですか。

○証人（佐藤稔也君）

今、原発が止まって、電気だけを何とか出せやというような、例えば、時代になっちゃうと、できるだけ高性能のボイラーをつけてやるようなタイプが求められるかもしれません。それは時代の要求で変わっていくと思います。

○委員（松永隆志君）

今の時代のニーズというのは、もうガス化溶融炉のニーズというのは、もう過ぎているというふうに。

○証人（佐藤稔也君）

時代は繰り返しますから、まだそれはわかりません。

○委員（松永隆志君）

いつか来るかもしれないけども、少なくとも今の時点とったらちょっとというのはお持ちですね。

○委員長（西口雪夫君）

時間も大分来ました。最後に簡単に、簡潔にお願いします。

○副委員長（柴田安宣君）

今、佐藤証人は、入口の分、年間経費内訳の応札条件とセットで、入口の基準ごみとそのトン数で話をずっとされてきたんですけども、セットで聞きたいんですけども、この下のほう見ていただけますか。甲第5号証の年間経費内訳書の中身なんですけども、この要するに保証事項に入っている、あなたが言われた分のことも相当すれば、これも保証事項なんですよね。例えば、人間が管理運転全部で合計23名だということで、これは内訳書の中でもあるし、総括、ヒアリングの中でもお宅のメーカーで出した数字が24という数字が出ておったんですけども、これで1人当たり700万円に計算しても、1億7,000万円近くの金額の差が出てくるわけですね。50人仮に働いてもらっておるとすればですよ。これが23人でやってもらっているのか、計算では31名以内というふうなことだったんですけども、現状は何人ぐらい働かれておるんですかね。

○証人（佐藤稔也君）

すみません、ちょっと今、即答できません。ほとんど今、操業見ていません。申しわけございません、それはわかりません。

○副委員長（柴田安宣君）

それと、ここに電気代、電力費ですね。これが2,600万円と1,300万円足して4,036万7,000円になるんですけども、この数字と、都市ガス6,265万6,000円ということで、それが減量になってくれば、電気代にしても、ガス代にしても、5倍も6倍も嵩んできているということの保証ということは、どういうふうに理解されておりますか。

○証人（佐藤稔也君）

もう本当に繰り返しになります、それを裁判で今、争っているという理解です。

○副委員長（柴田安宣君）

それはわかりますけれども、ただ、あなたが言われる、その基準ごみと年間処理の80,665tを言われるならば、これも同等な考え方で話を両方並立して進めんと話はずかんとするんですけれどもね。そこら辺はどうなっていますか。

○証人（佐藤稔也君）

すみません。

○委員長（西口雪夫君）

以上で今日の証人尋問を終了したいと思いますけれども、今日聞いている中で、非常に組合の方の証言と食い違う証言たくさんございました。そして私もびっくりするような覚書の日にちの違いかれこれがある、少しまたこの辺は協議させていただきたいと思っておりますけれども、今日は長時間にわたりました、ありがとうございました。証人はご退席ください。

（証人退室）

○委員長（西口雪夫君）

以上で本日の証人尋問は終了いたしました。

なお、次回委員会は4月26日の午前10時からを予定しております。

その他で何かございますか。よろしいでしょうか。

以上をもちまして第16回ごみ処理施設に関する調査特別委員会を閉会させていただきます。お疲れ様でした。

（午後4時46分 閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

ごみ処理施設に関する調査特別委員会
委員長 西口 雪夫